

池袋駅地区バリアフリー基本構想

平成 2 3 年 4 月

豊 島 区

～はじめに～

わが国では、過去に類を見ない超高齢社会を迎え、特に本区においては、ひとり暮らし高齢者の比率が全国平均の2倍と非常に高い状況にあります。一方、身体に障害のある方もない方も同じように暮らすことができる「ノーマライゼーション」の理念が社会に浸透してきており、高齢者や障害のある方などが社会や地域の活動に参加しながら、住み慣れたまちで、安全で快適に自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりが求められています。そのためには、誰もが安全に移動し、利用することができる空間の整備を進める必要があります。

こうしたことから、平成21年度には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年12月施行)」に基づく、バリアフリー基本構想の検討に着手し、2か年の検討を経て「池袋駅地区バリアフリー基本構想」を策定しました。

この間、平成23年1月には、全盲の方が区内の鉄道駅ホームから転落しお亡くなりになるという、大変痛ましい事故が発生しました。区では、鉄道事業者に対し施設の点検及び改善を強く要請し、鉄道事業者はこれに応じて、早速、視覚障害者誘導用ブロックの改修を実施しました。また、国では本年3月に、鉄道駅ホームへのホームドア・可動式ホーム柵の整備の促進等を盛り込んだ「移動円滑化の促進に関する基本方針」の改正を実施しました。

本基本構想では、鉄道施設での安全対策や駅周辺の移動や施設利用の円滑化を促進していくために、日本屈指の乗降者数を数える池袋駅を中心とした地区を重点整備地区に選定し、施設のバリアフリー整備の目標や心のバリアフリーの推進について定めています。

今後は、本基本構想に基づき、区民、事業者、行政の協働によるバリアフリー整備の実現に取り組むとともに、区民一人ひとりが高齢者や障害のある方々などについて理解を深め、誰もが支え合い、安全・安心に暮らすことができるまちづくりに取り組んでまいります。

最後になりますが、本基本構想の策定にあたり、策定協議会をはじめ、ヒアリングやワークショップ等にご協力、ご参加いただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも基本構想の実現に向けて区民の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



平成23年4月

豊島区長 高野 之夫

【目次】

．基本構想の位置づけ

- 1．バリアフリー新法について 1
- 2．基本構想の位置づけ 7

．基本構想策定の体制と流れ

- 1．検討体制 8
- 2．策定の流れ 9
- 3．部会の開催概要 10

．地区の概況と課題

- 1．豊島区の概況と課題 12
- 2．重点整備地区の設定 14
- 3．池袋駅地区の概況と課題の整理 18

．バリアフリー基本構想

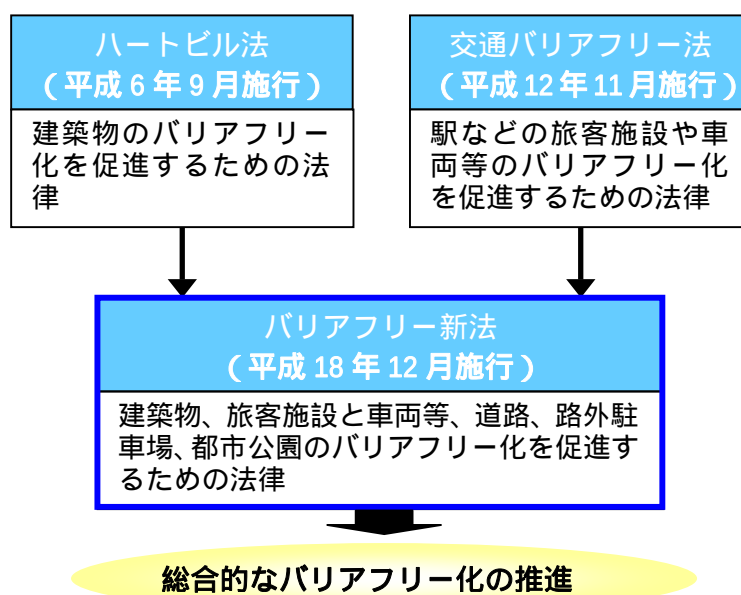
- 1．基本方針 25
- 2．生活関連施設、経路の設定 26
- 3．重点整備地区の区域 30
- 4．特定事業 33
- 5．心のバリアフリーへの取り組み 65
- 6．実現に向けて 67

参考資料

．基本構想の位置づけ

1 ．バリアフリー新法について

1) 旧法及び新法制定の社会的背景、経緯等



● 交通バリアフリー法とハートビル法の制定

急速な高齢化の進展と、「ノーマライゼーション」の理念、「ユニバーサルデザイン」といった考え方が浸透するなか、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定されました。鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅等の周辺の道路や駅前広場、通路等の連続した移動経路について、公共交通事業者や都道府県公安委員会、道路管理者である地方公共団体等の関係事業者が各々の取組みの整合性を図り、交通用施設の総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

一方、建築物については、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000 m²）以上の建築物の建築等において移動等円滑化基準への適合が義務づけられました。

● バリアフリー新法の制定

以上のように、従来は交通バリアフリー法により公共交通機関の駅等を中心とした重点整備地区の交通用施設のバリアフリー化が、またハートビル法により不特定多数の人々が利用する商業施設やホテル、病院、学校等のバリアフリー化が義務付けられていました。これに対し、さらなる高齢化への対応や障害のある人の社会参加等への対応に向けて、社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げる必要があるため、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」といいます。）が平成18年12月20日に施行されました。

2) バリアフリー新法の概要

(1)新法の目的

公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者・障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することにより、高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としています。

【バリアフリー新法が目指すもの】

- 個々の施設等のバリアフリー化
（公共交通機関、建築物等の新設等の際の移動等円滑化基準への適合義務）
- 面的・一体的なバリアフリー化
（基本構想制度：施設が集積する地区における重点的・一体的なバリアフリー化）

【ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化推進の留意点】

様々な段階での住民・当事者参加
スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）
心のバリアフリーの促進

図 バリアフリー化の重点的かつ一体的な推進



出典：国土交通省 総合政策局「バリアフリー基本構想作成に関するガイドブック」平成20年10月

(2)新法の枠組み

新法では、旅客施設及び車両と建築物に加え、道路、路外駐車場、及び都市公園についても、新設の際には基準への適合を義務づけています。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等
(福祉タクシーの基準を追加)



道路



路外駐車場



都市公園



建築物
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

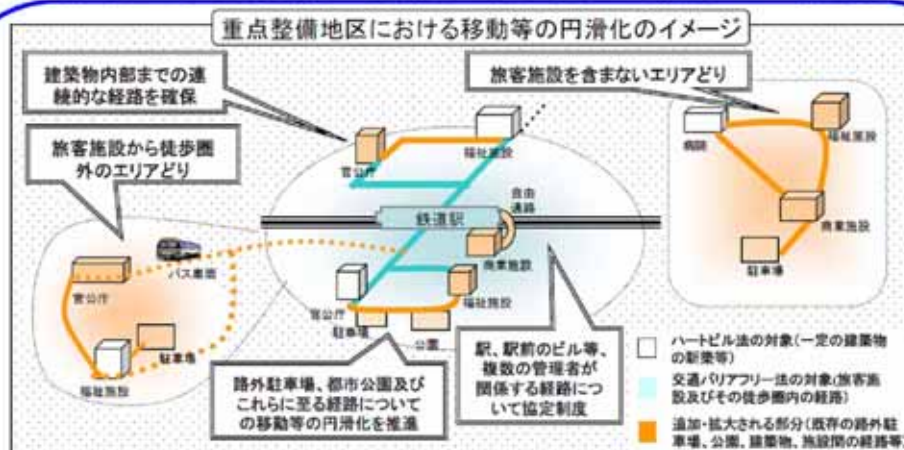


○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施



○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

等

出典：国土交通省ホームページ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の 基本的枠組み



赤字はバリアフリー新法による追加・変更点

出典：国土交通省ホームページ

(3) バリアフリー基本構想で定める事項

区市町村は、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、基本構想を策定することができます。

また基本構想では、重点整備地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進するために必要な事業を特定事業として定めます。

【バリアフリー基本構想で定める事項(新法第25条)】

1. 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
2. 重点整備地区の位置・区域
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
5. 4と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
自転車等の駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項
その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(4) 協議会の設置

区市町村は、計画の段階から住民等の参加の促進を促すため、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができます。

この協議会は、区市町村をはじめ、特定事業を実施することになる施設管理者や交通管理者、実際の利用者である高齢者や障害者などで構成することとしています。

■ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の改正について

これまでの「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、各種施設等のバリアフリー化に関する目標期限を平成22年度末としていました。これまでの取り組みにより、バリアフリー化は相当程度進展してきました。しかし、未だ道半ばであり、これからも引き続き着実な取り組みが必要です。このため、国土交通省では「基本方針」を改正しました。

主な改正点(平成23年3月31日 国土交通省告示)は以下の通りです。

- 目標年次を延伸：平成22年度から平成32年度へ
- 旅客施設の整備対象規模を拡充：1日当たりの利用者数5,000人以上から3,000人以上へ
- 様々な整備水準の見直し：より高い水準を設定

また、各施設等の新たな整備目標は次ページのとおりです。

● 各施設等の整備目標（抜粋）

各施設等		現状 ² (H22 年 3 月末)	従前の目標 (H22 年末)	新たな目標（H32 年度末）
鉄軌道	鉄軌道駅 1	77%	原則 100%	○ 3000人以上を原則100% - 地域の要請及び支援の下、制約条件を踏まえ可能な限りの整備 ○ その他、可能な限りバリアフリー化
	ホームドア・可動式ホーム柵	38路線 449駅	目標なし	課題を勘案した上で、整備すべき駅を検討し、可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両	46%	約 50%	約70%
バス	バスターミナル 1	88%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、可能な限りバリアフリー化
	乗合バス ノンステップバス	26%	約 30%	約70%（対象から適用除外車両（リフト付きバス等）を除外）
	リフト付きバス等	-	目標なし	約25%
タクシー	福祉タクシー車両	11,165 台	約 18,000 台	約28,000台
道路	生活関連経路を構成する主要な道路	78%	原則 100%	原則100%
都市公園	移動等円滑化園路	46%	約 45%	約60%
	駐車場	38%	約 35%	約60%
	便所	31%	約 30%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	41%	約 40%	約70%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物	47%	約 50%	約60%
信号機等	主要な生活関連経路の信号機等	92%	原則 100%	原則100%

1 従前の目標については 1 日平均利用客数5000人以上のものが対象

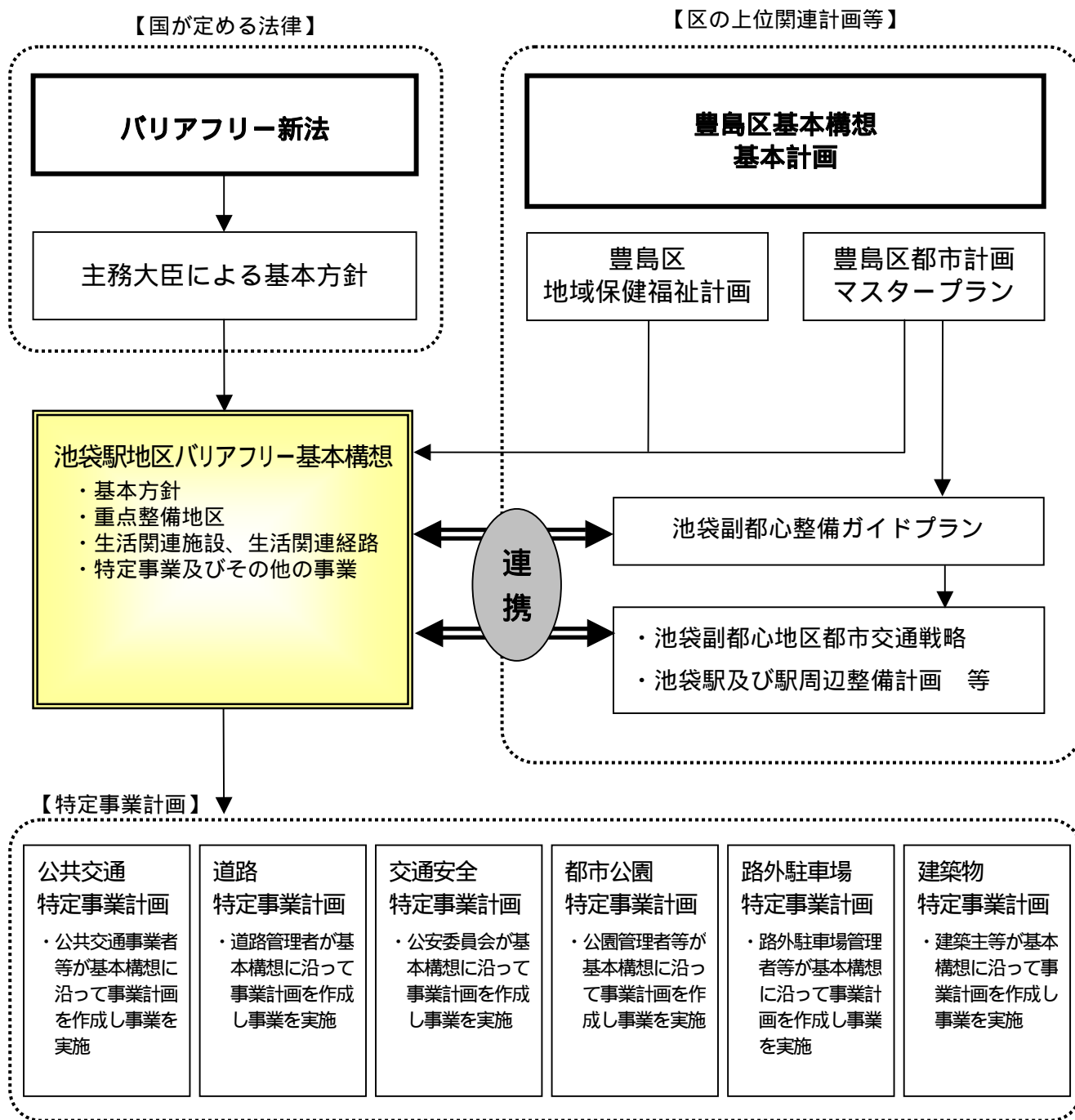
2 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。また、現状欄の数値は一部速報値

出典：国土交通省ホームページにおける公表データより作成

2. 基本構想の位置づけ

「池袋駅地区バリアフリー基本構想」(以下、本基本構想とする)は、バリアフリー新法及び基本方針に従い策定し、様々な上位関連計画等との整合・連携を図ります。

本基本構想はバリアフリー化に関する基本的な事項を記載するものであり、基本構想の策定後には、重点整備地区内における事業計画として、それぞれの事業者が特定事業計画を作成し、事業を実施していきます。



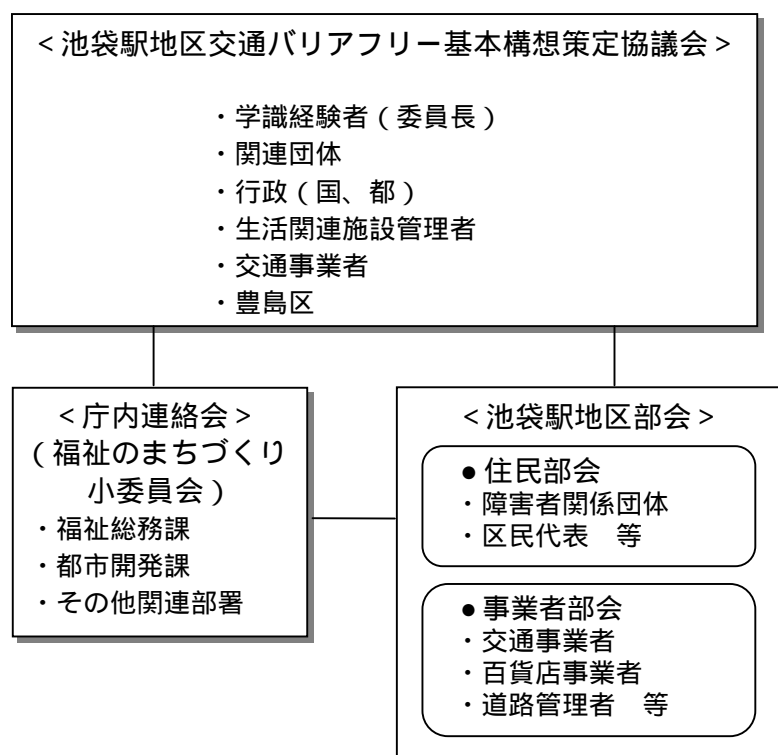
．基本構想策定の体制と流れ

1 ．検討体制

本基本構想の策定にあたっては、関係者で組織される「池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、関係者との合意形成を図りつつ、検討してきました。

また、利用者及び関係事業者等、各主体からの様々な意見を集め、基本構想に反映させるため、＜住民部会＞及び＜事業者部会＞を設置しました。

あわせて、豊島区庁内の連絡体制として、福祉のまちづくり小委員会を＜庁内連絡会＞に位置付け、関連部署間の情報の共有と区方針の調整を行いました。



■ 池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会

- ・池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱（平成22年1月7日 都市整備部長決定）に基づき設置する。
- ・協議会委員は、同要綱に定める。
- ・事務局は、保健福祉部福祉総務課並びに都市整備部都市開発課が勤める。

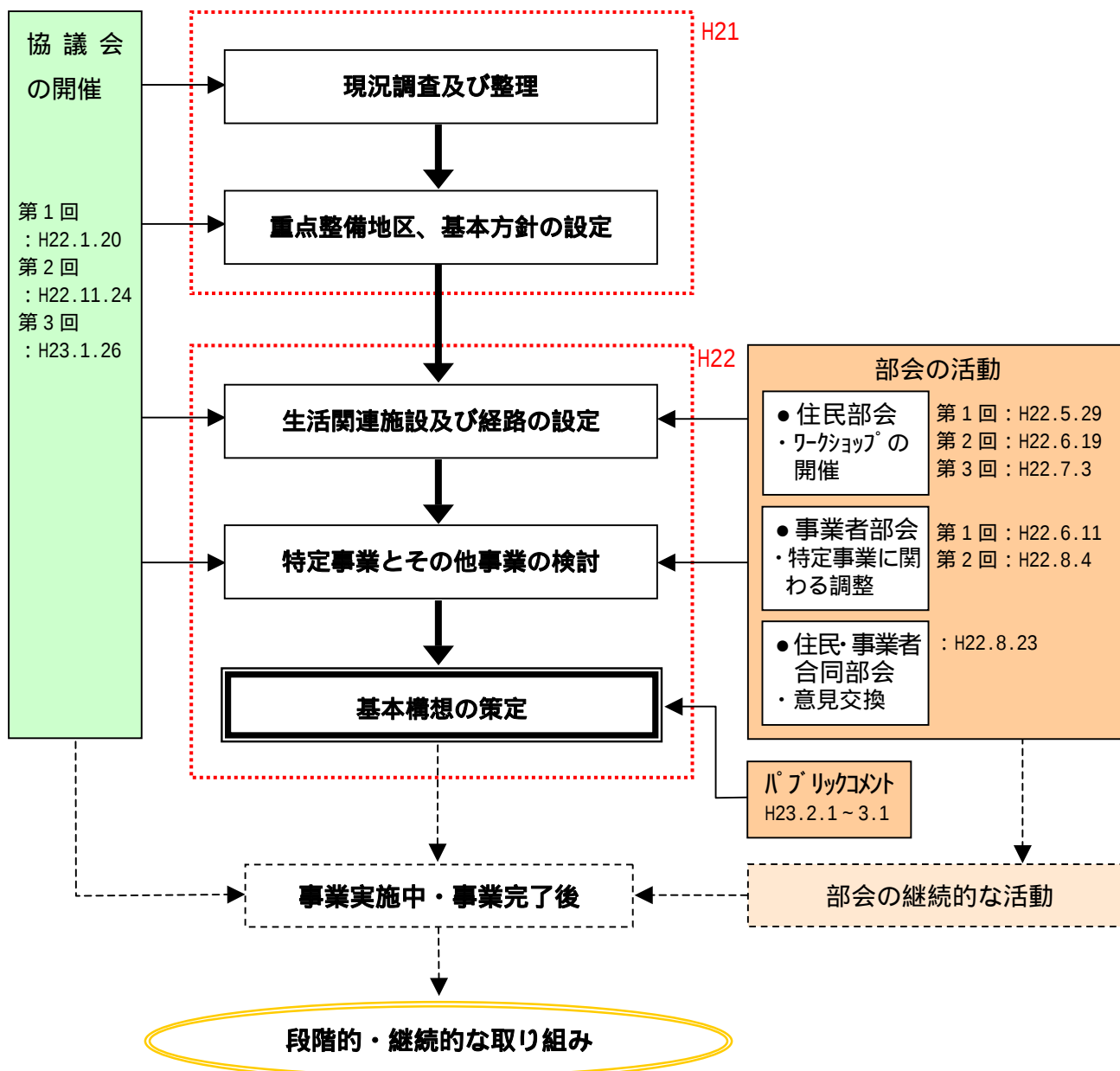
■ 住民部会・事業者部会

- ・検討テーマにより参加メンバーを決定し、運営する。
- ・活動状況、検討内容等は、適宜協議会に報告する。

2 . 策定の流れ

平成 21 年度は、池袋駅地区の概況と課題を踏まえ、重点整備地区及び基本方針を設定しました。

平成 22 年度は、部会活動等（ワークショップ等）による利用者の方々や事業者の意向等を踏まえながら、重点的にバリアフリー化すべき施設や経路（「生活関連施設」、「生活関連経路」）と、具体的な対応方策（「特定事業等」）を検討・設定し、基本構想を策定しました。



3. 部会の開催概要

住民部会では、ワークショップ等により地区のバリアフリー対応の状況を検証しました。また、事業者部会では、住民部会の提案を踏まえ、事業者として提案を行うと共に、特定事業に関わる調整等を行いました。両部会における検討の後、住民等と事業者の意見交換の場として＜合同部会＞を開催し、部会としての意見を取りまとめ、基本構想に反映させました。

■ 住民部会

実施概要	検討内容	実施状況
第1回住民部会 【日時】 平成22年5月29日(土) 14:00～16:30 【場所】 生活産業プラザ 6階研修室 【参加者数】 統括アドバイザー： 日本女子大学 佐藤 准教授 市民：11名 学生サポーター：2名 事務局：12	・ 下記検討テーマについて、A、Bの2班に別れ、意見交換 ＜検討テーマ＞ よく利用する施設、通りや通路で挙げた施設や通りの不便な箇所、困ること	 
第2回住民部会 【日時】 平成22年6月19日(土) 9:00～15:15 【場所】 午前：現地点検 午後：ワークショップ （生活産業プラザ7階会議室） 【参加者数】 統括アドバイザー： 日本女子大学 佐藤 准教授 東京大学大学院 大森 准教授 市民：19名 学生サポーター：10名 （留学生2名含む） 事務局：18名	＜午前＞ ・ 班毎に現地点検 A班：東口 B班：地下通路、東京メトロ C班：地下通路、東武鉄道、JR D班：西口、西武鉄道 ＜午後＞ ・ 現地点検の結果を班毎に地図上に整理	 
第3回住民部会 【日時】 平成22年7月3日(土) 14:00～16:30 【場所】 生活産業プラザ 7階会議室 【参加者数】 統括アドバイザー： 日本女子大学 佐藤 准教授 東京大学大学院 大森 准教授 市民：17名 学生サポーター：1名 事務局：11名	・ 第2回駅まち点検結果を基に、班毎に個別テーマに対する対応方策について検討	 

■ 事業者部会

日時、場所	検討内容
第 1 回事業者部会 【日時】 平成 22 年 6 月 11 日（金） 15:00～17:00 【場所】 豊島区役所 4 階 第 2 委員会室	・ 第 1 回住民部会の結果報告 ・ 現地点検ルート等（第 2 回住民部会）の提示 ・ 各事業者のバリアフリー対応状況についての報告

日時、場所	検討内容
第 2 回事業者部会 【日時】 平成 22 年 8 月 4 日（水） 15:00～17:00 【場所】 豊島区役所 4 階 議員協議会室	・ 第 2 回、3 回住民部会の結果報告 ・ 基本整備方針案の検討

■ 合同部会

日時、場所	検討内容
合同部会 【日時】 平成 22 年 8 月 23 日（月） 15:00～17:00 【場所】: 豊島区役所 4 階 議員協議会室	・ 住民と事業者の意見交換 （住民部会の補足、事業者側の対応） ・ 基本整備方針案の検討

．地区の概況と課題

1 ．豊島区の概況と課題

1) 豊島区の概況

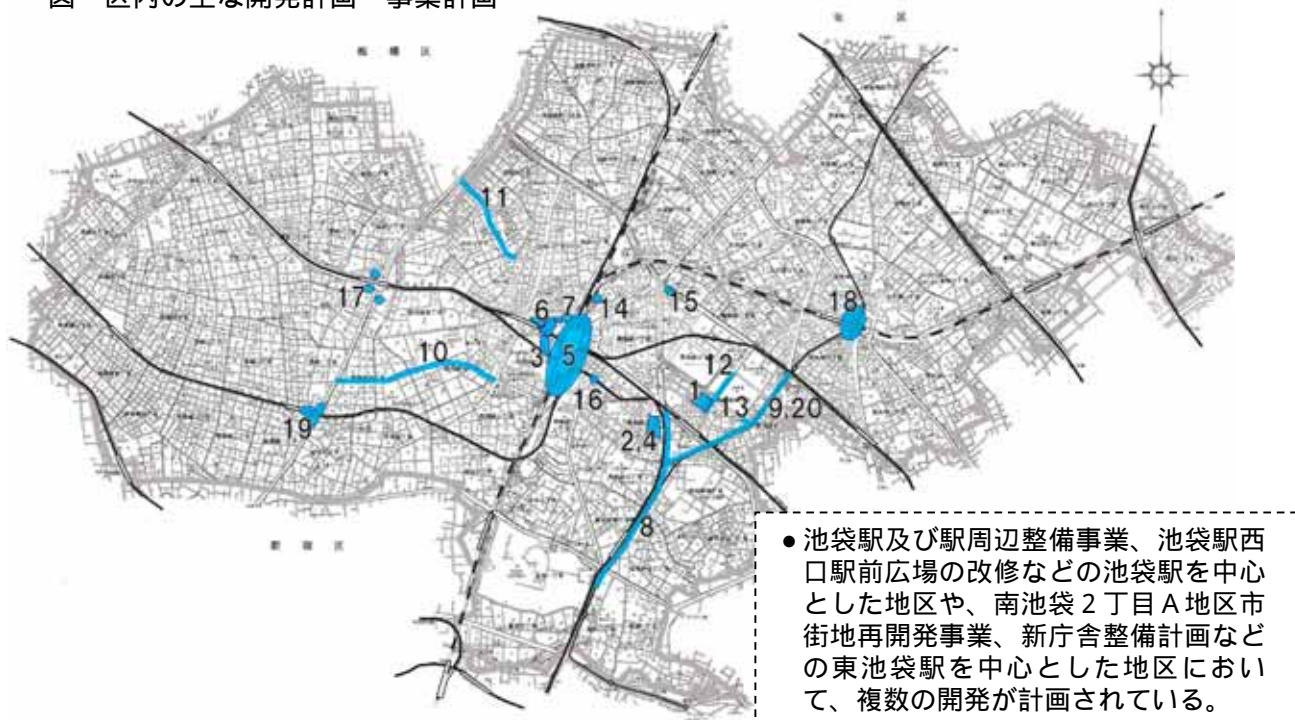
豊島区の概況を下記に整理します。

1．上位・関連計画	○都市計画マスタープランでは、「道路網・交通体系の整備方針」や「副都心整備と産業まちづくりの方針」において、バリアフリー関連法令に基づく安全かつ快適な歩行者空間の形成や高齢者や障害者が利用しやすい、地上、地下の歩行者空間の整備を挙げている。 ○地域保健福祉計画では、重点施策として「ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくり」を位置づけ、池袋駅、大塚駅、椎名町駅の各駅及びその周辺におけるバリアフリー化整備等を推進するとしている。
2．豊島区の基本状況	○人口密度、高齢者人口密度は、共に池袋から放射状に広がる鉄道沿線で高い。 ○区内各地区住民が池袋駅周辺をよく利用している。 ○他区に比べてひとり暮らし高齢者人口の割合が高い。 ○身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳申請者、愛の手帳所持者は年々増加傾向にある。 ○5社12路線の鉄軌道網のうち、8路線が乗り入れる池袋駅では、1日の乗降人員が254万人に達している。また、路線バスの発着点も池袋駅に集中している。 ○池袋駅や東池袋駅を中心とした地区に開発等が集中している。
3．関連施設の状況	○庁舎や出先機関等は池袋駅周辺、西部、東部にまとまって立地している。 ○区民ひろばや集会室は各地に立地している。文化・スポーツ施設も同様だが、特に池袋駅周辺、千川駅周辺に多い。 ○大規模商業施設や金融機関は池袋駅周辺に集中している。

図 豊島区内の鉄軌道ネットワークと徒歩圏（500m）



図 区内の主な開発計画・事業計画



1	東池袋四丁目地区市街地再開発事業(第2地区)	11	都市計画道路の整備(補助173号線)
2	南池袋2丁目A地区市街地再開発事業	12	都市計画道路の整備(補助175号線)
3	池袋西口駅前街区街づくり推進事業	13	都市計画道路の整備(補助176号線)
4	新庁舎整備計画の推進	14	自転車駐車場等の整備(池袋駅前公園横)
5	池袋駅及び駅周辺整備事業	15	自転車駐車場等の整備(六つ又高架下)
6	池袋駅西口駅前広場の改修	16	自転車駐車場等の整備(池袋南)
7	池袋駅北口歩道拡幅	17	自転車駐車場等の整備(要町路上)
8	都市計画道路の整備(環状5の1)	18	大塚駅周辺整備事業、自転車駐車場等の整備
9	都市計画道路の整備(補助81号線)	19	椎名町駅周辺整備事業、自転車駐車場等の整備
10	都市計画道路の整備(補助172号線)	20	補助81号線街路整備と沿道まちづくり

「戦略プロジェクト50・都市再生」における「主な事業」のうち、ハード整備事業について整理
出典：「豊島区未来戦略推進プラン2010」

2) 豊島区におけるバリアフリーの課題

豊島区の概況及び、ヒアリングによる地域住民の意見等を踏まえ、豊島区におけるバリアフリーの課題を下記の通り整理します。

- 多くの公共施設や商業施設等が立地し、多くの人が利用する鉄道駅を中心とした地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進していく必要があります。
- 特に利用が集中する大規模ターミナル駅においては、円滑な移動のためのルートや設備、分かりやすい案内誘導等が必要となります。
- 豊島区にはひとり暮らしの高齢者が多く、高齢者等が出来る限り自力で移動できる設備やサービスが求められています。
- 障害者手帳等の所持者が増加しており、多様な障害への対応が求められています。
- また、高齢者や障害者に加え、区内外から集まる不特定多数の住民や来街者のための整備が求められています。
- 各開発計画等と連携・調整し、効果的にバリアフリー化を推進していく必要があります。

2 . 重点整備地区の設定

1) 重点整備地区の要件

重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進するため、「重点整備地区」を設定します。

重点整備地区の設定に当たっては、鉄道駅及び周辺地区の概況や上位計画の位置づけなどを踏まえて総合的に判断するものとされており、下記の要件が定められています。

■ バリアフリー新法における重点整備地区の要件

項 目	バリアフリー新法 (法第 2 条第 1 項第 21 号)	移動等円滑化の促進に関する基本方針 (三の 2)
・ 配置要件	生活関連施設 (1) の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。	○ 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区 ○ 地区全体の面積がおおむね 400ha (半径約 1.1 k m 円の圏域) 未満の地区 ○ 生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね 3 以上所在すること ○ これらの施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、これら施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること 等
・ 課題要件	生活関連施設及び生活関連経路 (2) を構成する一般交通用施設 (3) について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。	○ 次に挙げる観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められる地区 ・ 高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用状況 ・ 土地利用や諸機能の集積の実態並びに将来の方向性 ・ 想定される事業の実施範囲、実現可能性 等
・ 効果要件	当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	○ 都市が有する様々な機能 (4) の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ各事業の整合性を確保して実施されることについて、実施可能性及び集中的・効果的な事業実施の可能性等の観点から総合的に判断して、有効かつ適切であると認められる地区

1 生活関連施設 : 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁、福祉施設その他の施設

2 生活関連経路 : 生活関連施設相互間の経路

3 一般交通用施設 : 道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設

4 都市が有する様々な機能

: 高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など

2) 重点整備地区の設定の考え方

前項の各要件について下記の設定理由により、「池袋駅地区」を重点整備地区として設定します。区内各駅地区の移動や都市施設に関する状況は次項の表の通りですが、その他の地区における基本構想の策定については、池袋駅地区における今後の実施結果を踏まえた上で、検討していきます。

■ 池袋駅地区の設定理由

要件	内容
・ 配置要件	○ 池袋駅の1日の利用客数（乗降人員）は254万人（H21年度）で、区内では桁違いの数となっています。国内有数の利用客数であり、区内だけでなく首都圏の多くの人が利用する駅です。 ○ 池袋駅を発着・経由する路線バスは、東西合わせて21路線となっており、区内の居住地区や区外各地と連絡しています。また、高速バスも19路線が定期的に運行しており、地方都市とも連絡しています。 ○ 区役所や文化施設等、全区的な利用のある公共施設が池袋駅周辺に立地しています。 ○ 駅周辺には大型百貨店等の商業施設が林立し、都市銀行・地方銀行の支店等の金融機関も集中しています。
・ 課題要件	○ 池袋駅の地下通路は通行量が多く、また多くの改札口や駅ビルの出入口等により人の流れが複雑になっており、安全性や分かり易さが必要とされています。 ○ 池袋駅の地下通路から地上への移動ルートは、広大な駅の割りにエレベーターが東西1箇所程度と少なく、高齢者や障害者にとって不便な状況です。 ○ 池袋駅周辺の都市計画道路は概ね整備済みで、歩道が多く設置されていますが、舗装の凹凸や車道との段差、また沿道商店の看板や放置自転車などの障害物により通行し難くなっているところが数多くあります。
・ 効果要件	○ 池袋駅周辺では、池袋駅及び駅周辺整備事業、池袋駅西口駅前広場整備事業などの公共事業の他、複数の大規模な民間開発計画の構想があり、これらとの連携により、効率的・効果的なバリアフリー化を推進することができます。
・ その他	○ 都市計画マスタープラン及び地域保健福祉計画において、池袋駅及び駅周辺整備の重要性が謳われています。（池袋駅の東西デッキ計画の推進、池袋駅及び駅周辺整備検討、池袋駅西口駅前広場周辺整備事業）

■ 各駅勢圏地区の評価

平成 21 年度の調査結果における、各駅及び駅勢圏のバリアフリー評価を下記に示します。
 なお、駅勢圏とは、徒歩圏内である駅から 500m 範囲内とします。

評価項目は各地区の駅利用者数、バス本数、及び各エリアの施設状況とし、改善の重要度が最も高いものを A とします。

表 各駅勢圏地区の評価（評価方法は次頁表参照）

駅勢圏地区		各地区の駅利用者数・バス本数			各エリアの施設状況					
		駅利用者数 (人/日)	バス発着 便本数 (本/日)	移動現況 の ランク	公共・ 公益施 設	大規模 小売店 舗	金融 機関	医療 機関	その他 集客施 設	施設現 況のラン ク
駒込 (JR、営団南北 線)	実数	128,041	47	DE	5	0	2	0	1	E
	重要度	4.9	3.8		18.5	0	11.8	0	3.6	
	ランク	D	E		E	E	E	E	E	
巣鴨 (JR、都営三 田線)	実数	246,537	140	D	6	3	3	0	1	E
	重要度	9.4	11.3		22.2	15	17.7	0	3.6	
	ランク	C	E		D	E	E	E	E	
西巣鴨	実数	22,528	768	CD	9	0	0	1	0	E
	重要度	0.9	61.8		33.3	0	0	16.7	0	
	ランク	E	B		D	E	E	E	E	
大塚	実数	107,780	236	DE	10	1	4	2	5	DE
	重要度	4.1	19.0		37	5	23.5	33.3	17.9	
	ランク	D	E		D	E	E	D	E	
池袋 (JR、東武、 西武、丸ノ内 線、有楽町線、 副都心線)	実数	2,634,447	1,242	A	27	20	17	6	28	A
	重要度	100	100		100	100	100	100	100	
	ランク	A	A		A	A	A	A	A	
下板橋	実数	15,160	0	E	2	0	1	0	0	E
	重要度	0.6	0		7.4	0	5.9	0	0	
	ランク	E	E		E	E	E	E	E	
北池袋	実数	8,290	0	E	8	0	1	1	0	E
	重要度	0.3	0		29.6	0	5.9	16.7	0	
	ランク	E	E		D	E	E	E	E	
千川	実数	34,549	289	D	8	1	1	0	0	E
	重要度	1.3	23.3		29.6	5	5.9	0	0	
	ランク	D	D		D	E	E	E	E	
要町	実数	34,915	941	C	7	0	1	2	0	ED
	重要度	1.3	75.8		25.9	0	5.9	33.3	0	
	ランク	D	B		D	E	E	D	E	

駅勢圏地区		各地区の駅利用者数・バス本数			各エリアの施設状況					
		駅利用者数 (人/日)	バス発着 便本数 (本/日)	移動現 況の ランク	公共・ 公益 施設	大規 模小 売店 舗	金融 機関	医療 機関	その他集 客施設	施設現 況のラ ンク
東池袋	実数	31,394	86	DE	12	3	6	0	12	D
	重要度	1.2	6.9		44.4	15	35.3	0	42.9	
	ランク	D	E		C	E	D	E	C	
新大塚	実数	21,553	417	DE	4	1	4	2	1	E
	重要度	0.8	33.6		14.8	5	23.5	33.3	3.6	
	ランク	E	D		E	E	E	D	E	
東長崎	実数	27,836	110	DE	9	1	3	1	0	E
	重要度	1.1	8.9		33.3	5	17.6	16.7	0	
	ランク	D	E		D	E	E	E	E	
椎名町	実数	18,862	255	DE	9	1	2	2	0	ED
	重要度	0.7	20.5		33.3	5	11.8	33.3	0	
	ランク	E	D		D	E	E	D	E	
目白	実数	78,564	561	CD	3	0	5	0	3	E
	重要度	3.0	45.2		11	0	29.4	0	10.7	
	ランク	D	C		E	E	D	E	E	
落合南長崎	実数	21,524	383	DE	2	0	2	0	0	E
	重要度	0.8	30.8		7.4	0	11.8	0	0	
	ランク	E	D		E	E	E	E	E	
雑司が谷	実数	10,205	371	DE	12	0	1	0	0	E
	重要度	0.4	29.9		44.4	0	5.9	0	0	
	ランク	E	D		C	E	E	E	E	

重点整備地区選定時（第1回協議会開催時）のデータを表記

駅利用者数：各鉄道事業者が発表した H20 年度の乗降客数（乗車人員として発表している JR のデータについては、乗車人員×2とした）

出典：H21 年度調査「福祉のまちづくりガイドマップ作成」報告書より作成

表 各駅勢圏地区の評価方法

重要度	各項目の1位を100とした場合の割合	
ランク	重要度をA～Eの5段階にランク分けしたもの	
	・駅利用者	A=15以上、B=11～14.9、C=6～10.9、D=1～5.9、E=0～0.9
	・バス発着便本数	A=80～100、B=60～79、C=40～59、D=20～39、E=0～19
	・各エリアの施設状況	
移動現況のランク、 施設現況のランク	A=5、B=4、C=3、D=2、E=1とし、各項目のランクの平均値とした	

3．池袋駅地区の概況と課題の整理

1) 池袋駅地区の概況

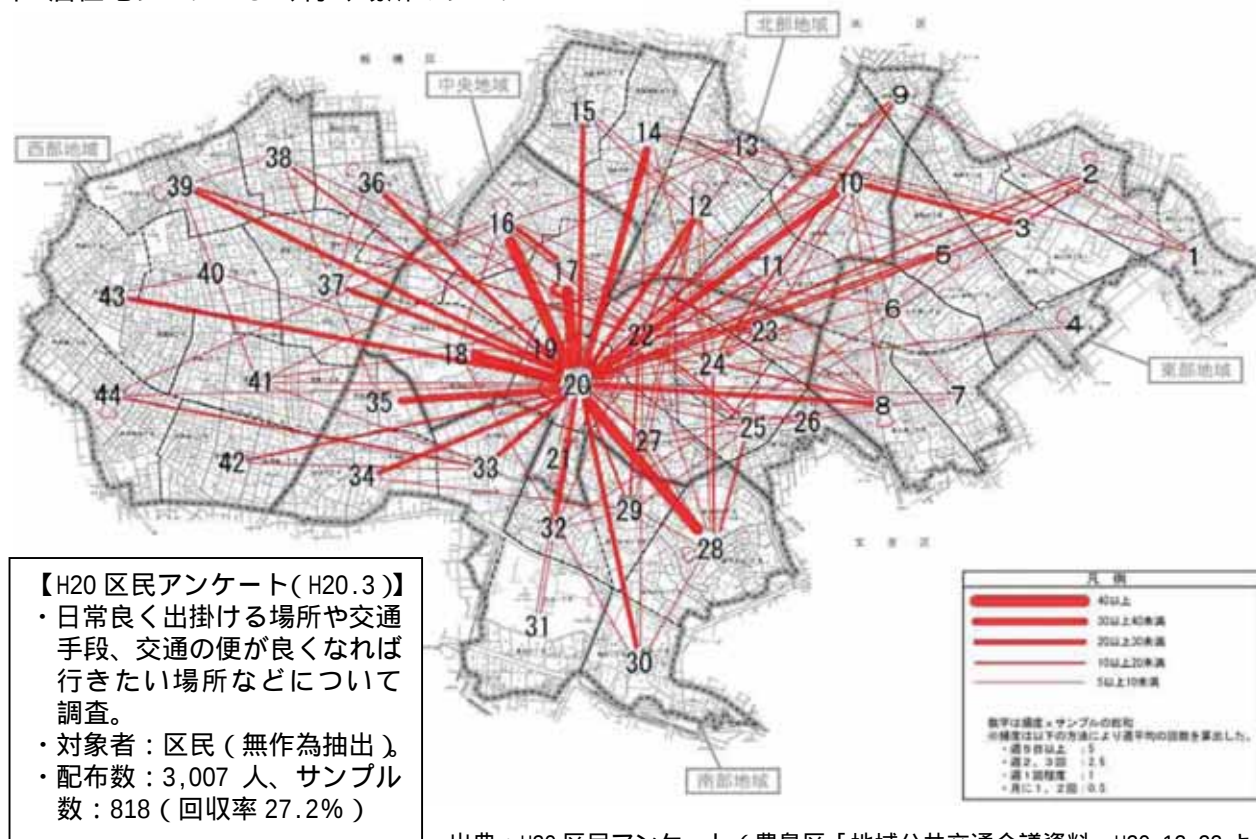
池袋駅は国内有数の乗降客数を誇る巨大ターミナル駅で、駅周辺には主要公共施設や文化施設、百貨店などの商業施設等が集中しており、地域住民や区内各地区からの利用に加え、首都圏から多くの人が集まる副都心の玄関口です。また、駅周辺では大規模な開発も計画されています。

■ 池袋駅地区の概況

池袋駅利用状況 (H21 年度)	J R	1,096,498 人/日	約 254 万人/日
	東京メトロ	482,723 人/日	
	西武池袋線	487,603 人/日	
	東武東上線	475,941 人/日	
関連施設の状況	官公庁施設	10 件	区役所、生活産業プラザ等
	福祉施設	2 件	勤労福祉会館等
	文化施設	8 件	東京芸術劇場、豊島公会堂等
	主な商業施設	16 件	西武池袋本店、東武百貨店等

「主な商業施設」の件数は、東京都産業労働局から公表されている「大規模小売店舗立地法届出一覧」を基に、池袋駅周辺において、店舗面積が 2,000 m²以上の店舗数を確認したもの。

図 居住地ゾーン よく行く場所のゾーン



出典：H20 区民アンケート（豊島区「地域公共交通会議資料」H20.12.22 より）

2) バリアフリー化の状況

(1) 各鉄道事業者のバリアフリー対応状況

各事業者共、ホーム～地上出口のワンルートは確保されていますが、一般の利用者が使用する多くの動線では、他社のエレベーターや商業施設内のエレベーターに頼っています。また、ホームや改札によってはエレベーターが設置されていない場所もあります。

車いす対応トイレについては、各社共改札内に整備済みです。

ホームドア・可動式ホーム柵（ホームドア等）については、東京メトロ各線のホームには設置されていますが、その他の事業者では未設置です。なお、JR 山手線ホームについては、現在、整備を進めています。

■ 各鉄道事業者のバリアフリー対応状況

路線名	ホーム階	ホーム～改札	改札名	改札階	改札～東口 (地上)	改札～西口 (地上)	ホームドア 等
ＪＲ線	地上		中央 1	地下 1	・ 東口に階段昇降機 丸ノ内線エレベーター利用	メトロポリタンプラザエレベーター、副都心線エレベーター利用	・ 山手線については整備中
		-	南	地下 1			
			北	地下 1			
			中央 2	地下 1			
		-	メトロポリタ	橋上	-	メトロポリタンプラザエレベーター利用	
西武池袋線	地上	(段差なし)	地上	地上	(段差なし)	-	未設置
		(段差なし)	南	地上	(段差なし)	-	
		 エレベーターは1番ホームのみ	地下	地下 1	丸ノ内線エレベーター利用	メトロポリタンプラザエレベーター、副都心線エレベーター利用	
東武東上線	地上	(段差なし) 	南	地上	-	(段差なし)	未設置
			中央 1	地下 1	丸ノ内線エレベーター利用	メトロポリタンプラザエレベーター、副都心線エレベーター利用	
		-	北	地下 1			
			中央 2	地下 1			
丸ノ内線	地下 2		西	地下 1			設置済
		-	中央	地下 1			
		-	東	地下 1			
有楽町線	地下 2	 	西	地下 1	 		設置済
		-	東	地下 1			
副都心線	地下 4	 	東	地下 1	 		設置済
		-	西	地下 1			

出典：各鉄道事業者ホームページ



：エレベーター

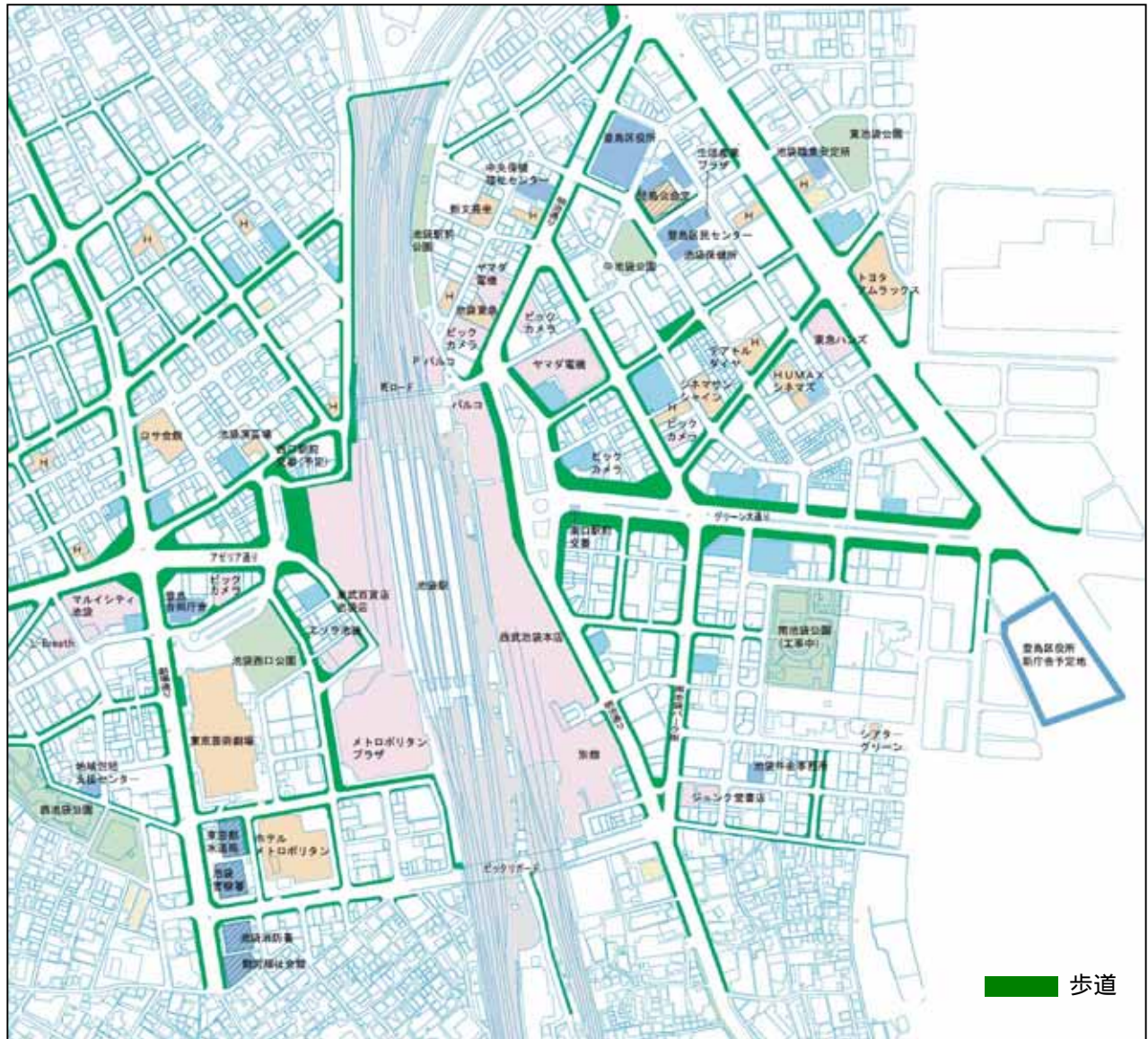


：車いす対応トイレ

(2) 歩道整備状況

池袋駅地区の主要な道路については、両側に歩道が整備されていますが、一部の歩道については、幅員が 1.5m 未満と狭く通行しにくい箇所があります。また、地区全体では、歩道が設置されていない区間が数多くあります。

■ 池袋駅周辺の歩道整備状況



出典：現地調査結果より作成

(3) 公共施設のバリアフリー状況

池袋駅地区の公共施設のバリアフリー対応状況を下記に整理します。

■ 池袋駅地区の主な公共施設のバリアフリー対応状況

公共施設		建物出入口			階 段	昇降施設		トイレ	
		幅員	段差	音声案内	手すり	一般エレベーター	車いす対応エレベーター 1	車いす対応トイレ 2	オストメイト、ベビーチェア、ベビーベッドの対応状況 3
		○ : 100cm 以上 (都条例の基準) : 85cm 以上 (法の基準) × : 85cm 以下	あり : 段差 2cm 以上 なし : 段差 2cm 以下 スロープ : 段差にスロープを設置	○ : あり × : なし	○ : 片側に手すり設置 × : なし	○ : あり × : なし	○ : あり × : なし	○ : あり × : なし	
官公庁施設	豊島区役所 (本庁舎)	○	なし	○	○ 両側設置	○	○ 点字表示あり	○	ベビーチェア ベビーベッド
	豊島区役所 (分庁舎 A)	○	スロープ	×	○	×	×	×	ベビーチェア
	豊島区役所 (分庁舎 B)		スロープ	×	○ 踊り場設置	×	×	×	ベビーチェア
	生活産業プラザ	○	なし	×	○ 踊り場設置 両側設置	○	○ 点字表示あり	○	ベビーチェア
	豊島区民センター	○	スロープ	×	○ 踊り場設置	○	○ 点字表示あり	○	×
	池袋保健所	○	なし	○	○	○	○ 点字表示あり 音声案内あり	○	ベビーチェア ベビーベッド
	池袋警察署		なし	○	○	○	○	○	×
	池袋防災館	○	スロープ	×	○	○	○	○	ベビーベッド
	水道局豊島営業所	○	スロープ	×	○	○	○	○	×
福祉施設	中央保健福祉センター		スロープ	○	○	○	○ 点字表示あり 音声案内あり	○	オストメイト ベビーチェア ベビーベッド
	勤労福祉会館	○	なし	○	○	○	○	○	×
文化施設	豊島公会堂	○	スロープ	×	×	×	×	○	×
	東京芸術劇場	○	スロープ	×	○	○	○ 点字表示あり	○	ベビーベッド

1 車いす対応エレベーター：ここでは、車いす対応の操作盤及び後部確認用鏡を設置しているものとする。

2 車いす対応トイレ：法律で定める「車いす使用者用便房」で、腰掛便座、便器の両側の手すり、及び十分な空間（200×200cm 以上、出入口 85cm 以上）を備えたもの。

3 オストメイト対応トイレ：オストメイト（人工膀胱・肛門保有者）が装具等を洗浄しやすい設備を備えたトイレ

出典：H21 年度調査「福祉のまちづくりガイドマップ作成」に関わるアンケート調査結果より、該当する施設を整理

3) 地区の問題点と課題の整理（住民部会の結果概要）

住民部会の結果から、地区の主な問題点と意見を下記の通り整理します。

・まちにおける主な問題点と意見

項 目	問題点と意見	写真
交差点	➤ 歩行者の青信号が短い。（東口駅前） ➤ 音響信号機がないところがある。 ➤ 視覚障害者は横断歩道のどこを渡れば良いか分からない。 （エスコートゾーンの設置要望）	 東口駅前の横断歩道
視覚障害者誘導用ブロック	➤ 誘導ブロックが連続していない箇所や歩道の片側にしか設置されていない箇所がある。（東口駅前歩道、劇場通り、区役所周辺等）	 劇場通り
道路・歩道	➤ 放置自転車や置き看板などの障害物が誘導ブロックの利用を阻害している。	 サンシャイン通り
サイン、施設	➤ タカセ前エレベーターの入口部分に各社路線案内があると良い。 ➤ 地下行きエレベーターへの案内が不足している。 ➤ 通りの名称がないところがある。 ➤ 中央保健福祉センター入口スロープのタイルが雨天時にスリップしやすい。	 タカセ前エレベーター

．駅（地下通路）における主な問題点と意見

項 目	問題点と意見	写真
エレベーター	➤ 百貨店内の施設を除くと、駅から地上へのエレベーターが東西各1箇所程度しかなく不便。 ➤ エレベーターがどこにあるのか分からない。 ➤ 視覚障害者は音声案内がない場合、エレベーターの移動する方向が分からない。 ➤ スル－型エレベーターではどちらの扉が開くのか乗車前にも案内してほしい。	
地上出入口	➤ 階段の手すりが片側しかない箇所がある。 ➤ 階段の手すりに点字案内がない箇所がある。 ➤ 音声による誘導がほしい。	 西口駅前（地上）
視覚障害者誘導用ブロック	➤ 誘導ブロックが連続していない箇所がある。（中央通路～エチカ間、メトロポリタンプラザ前等） ➤ 不必要な曲がりが多い。 ➤ 形状や色彩が統一されていない。 ➤ 認識の妨げとなる障害物がある。 ➤ エスカレーターへも誘導してほしい。	 中央通路
サイン	➤ サインが認識しにくい位置にある。 ➤ 連続性に欠ける。 ➤ 現在地が分かりにくい。 ➤ 出口番号に規則性がなく分かりにくい。 ➤ 外国語表記が不足している。 ➤ サインや広告が多すぎて分かりにくい。	 中央通路
多目的トイレ	➤ 出入口の音声案内の音が聞こえにくい。 ➤ 通路に手すりがない箇所や、連続していない箇所がある。	 丸ノ内線トイレ

・改札内及び改札周辺における主な問題点と意見

項 目	問題点と意見	写真
きっぷ売場	➤ 券売機が使いにくい箇所がある。 ➤ 券売機のトラブル時の対応が音声のみ（呼び出しボタン）であり、聴覚障害者はコミュニケーションの取り方が難しい。	 西武線券売機
改札口周辺	➤ 自動改札への誘導ブロックの誘導は危険である。 ➤ 有人改札への誘導がない箇所がある。	
ホーム	➤ ホームに柵がない箇所があり、転落する恐れがある。 ➤ 安全のためホームドアを設置してほしい。	 J R ホーム

．バリアフリー基本構想

1 ．基本方針

本基本構想における基本方針を下記の通り設定します。

■ 基本方針

池袋駅地下通路を含めた駅周辺の連続的なバリアフリー整備

- ・ 通行量の多い地下通路を対象とし、駅から目的地までのバリアフリー整備を連続させます。

通行量が多く人の流れが複雑な通路や路線の快適化

- ・ 膨大な通行量と複雑な流動の地下通路や、駅周辺の主要路線において、安全・快適な移動空間の確保を図ります。また、関係者が連携したサイン等案内誘導システムの整備による移動支援の充実も図っていきます。

事業の集中と他のまちづくりとの連携

- ・ 池袋駅及び駅周辺は、利用客や公共施設、商業施設の数が多く、また開発計画も複数あることから、対象地区をしぼり、重点的・一体的に整備することで、効率的・効果的なバリアフリー化を図っていきます。

関係事業者との連携

- ・ 交通事業者、百貨店、地元商店会など、関係者間で十分な調整を行った上で構想・計画を策定すると共に、実施段階以降も継続的に連携していくことで、一体的で質の高いバリアフリーの実現を図っていきます。

心のバリアフリー

- ・ 誰にとっても安全・安心なまちづくりを進めるためにユニバーサルデザインの普及・啓発を行うとともに、区民や関係者との協働により交通マナーやモラルの向上に努めていきます。

2. 生活関連施設、経路の設定

1) 生活関連施設、経路の設定の定義

バリアフリー新法において、生活関連施設及び経路を下記の通り定義しています。

生活関連施設	：高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、 官公庁施設、福祉施設その他の施設
生活関連経路	：生活関連施設相互間の経路

2) 生活関連施設

(1) 設定の考え方

住民部会の結果を踏まえ、池袋駅から 250～500m 圏内を目安として、高齢者、障害者等が頻繁に利用するなど公共性の高い施設を「生活関連施設」として設定します。具体的には、下図の考え方に基きます。

「旅客施設（特定旅客施設）」については、池袋駅に乗り入れる各鉄道事業者のそれぞれの駅施設を対象とします。また、新区庁舎は、移転後に生活関連施設として設定しますが、周辺のバリアフリー対策については、新庁舎整備を含む南池袋 A 地区市街地再開発事業及び隣接する都市計画道路事業（環状 5 の 1 号線）等により実現を図ります。

【よく利用する施設（住民部会より）】
東京芸術劇場、豊島公会堂、勤労福祉会館
百貨店・駅ビル等（西武池袋本店、東武百貨店、メトロポリタンプラザ）
その他の大規模小売店（ビックカメラ、ヤマダ電機）

【生活関連施設の設定根拠】

施設		対象施設の根拠
旅客施設		・池袋駅に乗り入れる鉄道 4 事業者及び、バス事業者（バス停）を対象とする。
官公庁施設・福祉施設		・重点整備地区区域内の全ての官公庁施設、及び福祉施設を対象とする。 ・新築予定の新庁舎については、生活関連経路のみ設定する。
公園		・重点整備地区区域内の全ての公園を対象とする。
駐車場		・東西の都市計画駐車場を対象とする。
その他建築物	商業施設	・池袋駅に通路で直結している商業施設、及びこれ以外の売場面積 2,000 m ² 以上（ ）の商業施設を対象とする。
	文化施設	・公共施設である、豊島公会堂、東京芸術劇場、及び重点整備地区区域内の全ての民間の映画館を対象とする。
	宿泊施設	・客室数 500 以上（ ）の宿泊施設

生活関連施設の設定

商業施設と宿泊施設については、副都心である池袋地区の特性から、数多くの施設が立地している。ここでは、住民部会における意見等を勘案し、上記の基準により設定する。

(2)生活関連施設の設定

前頁の設定の考え方に基づき、下記の施設を生活関連施設として設定します。

項 目		生活関連施設
旅客施設	特定旅客施設 1日当たりの平均的な利用者が3,000人以上の旅客施設	J R 線池袋駅
		西武線池袋駅
		東武線池袋駅
	その他旅客施設	東京メトロ各線 池袋駅
官公庁施設	その他旅客施設	バス事業者
		豊島区役所
		生活産業プラザ
		豊島区民センター
		池袋保健所
		池袋警察署
		池袋消防署
		水道局豊島営業所
		豊島合同庁舎（都税事務所等）
		東口交番
		西口交番
福祉施設		中央保健福祉センター
		勤労福祉会館
公園		中池袋公園
		南池袋公園
		池袋西口公園
駐車場		池袋東口地下公共駐車場
		池袋西口都市計画公共地下駐車場
その他建築物	商業施設	西武池袋本店
		パルコ
		P ` パルコ
		池袋ショッピングパーク
		東武百貨店
		メトロポリタンプラザ
		東武ホープセンター
		エソラ
		ヤマダ電機
		ビックカメラ（東口）
		東急ハンズ
		ジュンク堂書店
		マルイシティ
		ビックカメラ（西口）
	文化施設	豊島公会堂
		東京芸術劇場
		シネマサンシャイン
		テアトルダイヤ
		HUMAXシネマズ
		池袋東急
		新文芸坐
		ロサ会館
	宿泊施設	ホテルメトロポリタン

3) 生活関連経路

(1) 設定の考え方

「生活関連経路」は特定旅客施設と他の各生活関連施設との間を結ぶ経路、及びそれぞれの生活関連施設間を結ぶ経路とし、地区内の回遊性に配慮した設定とします。

移転予定の新庁舎は、本構想策定時点では生活関連施設に含まれませんが、新庁舎整備予定地に至る経路を「生活関連経路」として設定します。なお、新庁舎建設に合わせて、周辺道路等のバリアフリー化整備を実施するものとします。

前項において、各鉄道事業者の駅施設を「生活関連施設」としていることから、各鉄道事業者の駅施設間の乗換経路についても「生活関連経路」として設定します。

周囲の状況等により各種基準に適合したバリアフリー化整備が難しい箇所のうち、通行量や生活関連施設の立地状況等から利用勝手の向上が望まれる箇所については、「準生活関連経路」として位置づけます。

(2) 生活関連経路等の設定

設定の考え方にに基づき、生活関連経路、及び準生活関連経路を下記の通り設定します。

生活関連経路

地上 /地下	考え方	路線名/呼称	区間	管理者
地上 東口	・特定旅客施設の主要 出入口(1) ~ その 他の生活関連施設 ・その他の生活関連施 設間 ・新庁舎までの経路 (グリーン大通り)	都道 305 号 (明治通り)	豊島区役所 ~ 補助 172 号線	東京都
		都道 435 号	サンシャイン 60 通り ~ サンシャイン通り	東京都
		区道 41-21 号線 (グリーン大通り)	明治通り ~ 新庁舎前交差点	豊島区
		区道 41-150 号線 (サンシャイン 60 通り)	東口五差路 ~ 都道 435 号	豊島区
		区道 41-110 号線 (サンシャイン通り)	明治通り ~ 都道 435 号	豊島区
		区道 42-50 号線	明治通り ~ 南池袋公園	豊島区
		区道 42-80 号線 (南池袋パーク街)	明治通り ~ 明治通り	豊島区
		区道 41-30 号線	明治通り ~ サンシャイン通り	豊島区
地上 西口		区道 11-13 号線 (アゼリア通り)	駅前広場 ~ マルイシティ前	豊島区
		区道 12-560 号線	駅前広場 ~ 劇場通り	豊島区
		区道 12-640 号線	メトロポリタンプラザ ~ 劇場通り	豊島区
		区道 12-680 号線 (補助 172 号線)	ホテルメトロポリタン ~ 劇場通り	豊島区
		区道 11-430、12-730 号 線 (劇場通り)	口サ会館 ~ 勤労福祉会館	豊島区
		区道 12-550 号線 (メトロポリタン通り)	池袋西口公園 ~ 補助 172 号線	豊島区
		区道 11-13 号線 (西口駅前広場)	-	豊島区
		地下	・各社主要改札口(2) ~ 主要な地上出入 口(3)	中央通路
南通路	有楽町線西改札 ~ 西武線改札			

地下	・各社改札間（乗り換えルート） ・その他の生活関連施設（商業施設等）～各社改札口	北通路	アップルロード～パルコ出入口	下図参照
		チェリーロード	北通路～中央通路（東側）	
		アゼリアロード	中央通路～南通路（東側）	
		アップルロード	北通路～中央通路（西側）	
		オレンジロード	中央通路～南通路（西側）	

- 1：主な地下通路出入口、及び地上改札（西武線、東武線）
 2：各社改札口のうち、ホーム行きエレベーターのある改札で、有人改札
 3：エレベーターまたは階段昇降機が設置された箇所

準生活関連経路

地上 /地下	考え方	路線名/呼称	区間	管理者
地上	・周囲の状況等により 各種基準に適合した バリアフリー化 整備が難しい箇所 のうち、通行量や生 活関連施設の立地 状況等から利用勝 手の向上が望まれ る箇所	区道 41-30 号線	池袋保健所～サンシャイン通り	豊島区
		区道 12-140 号線 (WEロード)	西口駅前広場～P´パルコ	豊島区
		区道 12-680 号線 (補助 172 号線)	ビックリガード	豊島区
地下		レンガ通り	池袋ショッピングパーク内	I S P
		北通路	アップルロード～北口	東武鉄道
		西通路	マルイシティ出入口～西口五差路E V前	東京MID
		-	西通路～有楽町線西改札	東京MID
		-	南通路～マルイシティラゾーセンターエレベーター	ジェイアル東日本ビルディング

駅施設を除く東西横断経路は、WEロード、補助 172 号線（ビックリガード）とも構造的な制約が大きく、各種の基準を満たすバリアフリー経路を確保することは困難です。今後は、これらの経路の改善を図るとともに、誰もが安全で快適に利用することができる東西横断施設の整備を進めていきます。

図 池袋駅地下通路の管理区分

- 池袋駅の地下通路では、複数の鉄道事業者及び商業施設により、管理区域が細かく区分されています。

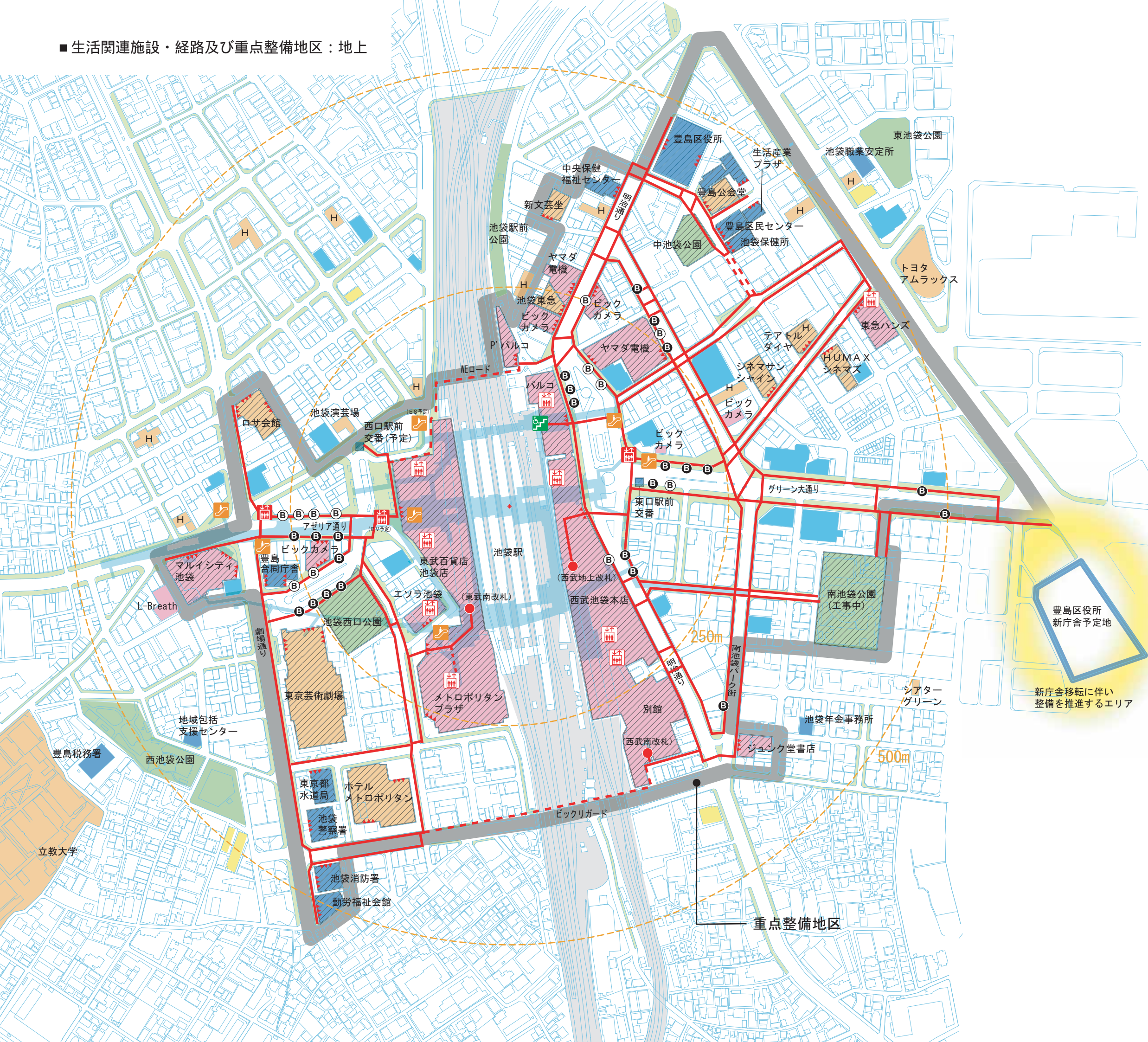


3 . 重点整備地区の区域

生活関連施設及び経路の設定を踏まえ、重点整備地区の区域を設定します。

次頁の図において、生活関連施設及び経路、重点整備地区の区域を示します。

■生活関連施設・経路及び重点整備地区：地上



凡 例

生活関連施設

生活関連経路

準生活関連経路

地上改札口

【主要施設】

商業施設（大規模店舗等）

公共・公益施設（市役所等）

集客施設、宿泊施設、教育施設

金融機関

医療機関

【地下への出入口】

エレベーター（通路に設置されたもの）

エレベーター（百貨店営業時間内は利用可能）

エスカレーター

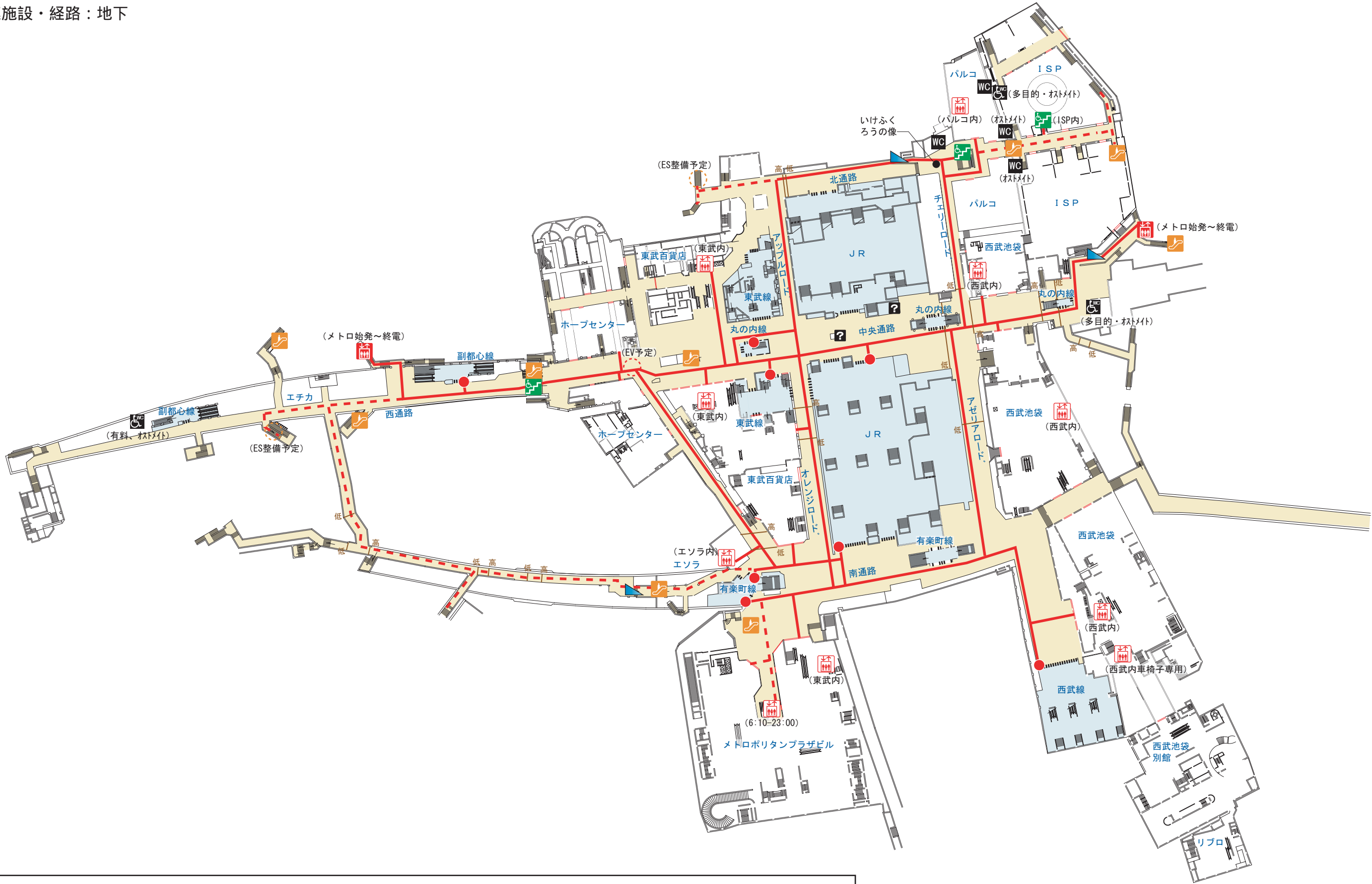
階段昇降機（エスカル等）

生活関連施設への主な入口

【その他】

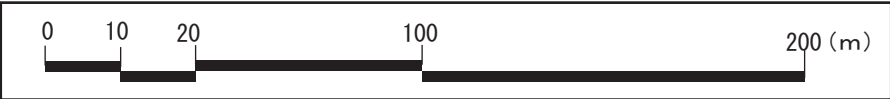
バス停（乗車）

バス停（降車）



凡 例			
【上下移動】		【施設等】	【その他】
 エレベーター (通路に設置されたもの)	 階段昇降機 (エスカル等)	 トイレ (手すりあり)	 通路
 エレベーター (百貨店営業時間内は利用可能)	 スロープ	 車椅子対応トイレ (多目的) : 車椅子利用者や乳幼児 連れ等広く利用できるトイレ (オストメイト) : オストメイト対応トイレ	 改札内
 エスカレーター	高  低 斜路		 改札口
			 百貨店入口

-  生活関連経路
-  準生活関連経路
-  主な有人改札
(改札内E V利用可)



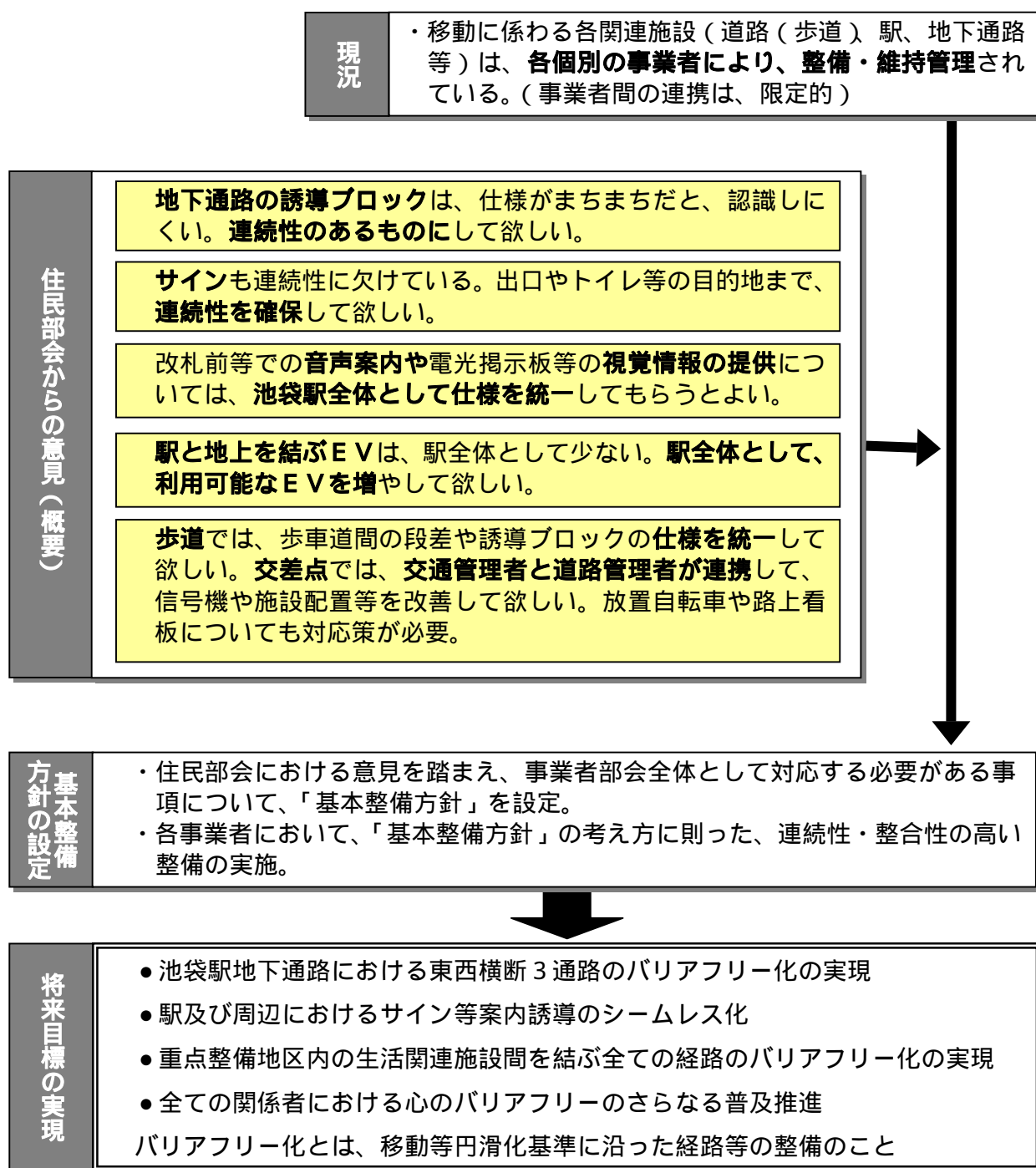
4 . 特定事業

1) 基本整備方針の設定

住民部会から提起された池袋駅及び周辺地区における問題点の多くは、複数の事業者の管理範囲にわたるものや、駅全体、地区全体での対応が必要なものであり、事業者間の連携が大きな課題となります。

このような指摘を受けて事業者部会では、今後のバリアフリー化整備をより効率的に進めていくために、複数の事業者間の調整や連携が必要な事項について、基本的な整備方針を定めました。

(1)基本整備方針の設定の考え方



(2)基本整備方針

複数の関係者が連携を図るべき事項について、より効率的・効果的な整備を実現するため「基本整備方針」を定め、全ての事業者で共有するものとします。

それぞれの整備実施の際には、「基本整備方針」の考え方に則り、連続性・整合性の高い整備を実施します。

no	項目	問題点、課題	基本整備方針
	視覚障害者誘導用ブロック（道路以外）	・仕様が不均一	●誘導ブロック、警告ブロックの仕様は、原則として以下とする。（基本仕様） ・形状・寸法：JIS T9251 規格に合わせたもの ・材質：十分な強度を持ち、滑りにくいもの ・色彩：公共的通路では、黄色を原則とする。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、黄色以外でも可とする。
		・設置位置の適正化	●誘導ブロックの敷設位置の考え方は、原則として以下とする。（基本位置） ・壁沿い・柱際では、歩行者空間の確保に留意する。 ・不必要な曲がりや交差は、直角とする。 ・管理区域境界では、関係者間で十分に協議、調整する。
		・連続性の確保	●誘導ブロックの連続性を確保するものとし、特に以下に留意する。 ・「生活関連経路」となる各出入口（階段、エレベーター）から地下通路内の各目的施設（改札口、商業施設の出入口等）までの経路の連続性を確保する。 ・改札間の乗換経路の連続性を確保する。 ・有人改札へ誘導する。（自動改札への誘導との併用は可） ・トイレへの誘導は、触知盤から出入口までを適切に案内する。
	サイン等の案内誘導	・案内誘導の不連続 ・現在位置、方向のわかりにくさ ・出入口名称等の基本情報の不統一 ・視認性の確保	●現在位置と方向性を把握しやすい整備を検討する。 「池袋駅及び駅周辺整備検討委員会（サイン整備等検討部会）」における検討との連携を図る。
	音声案内、視覚情報	・音声案内の不足（視覚障害者の利便性、安全性向上）	●駅の各施設利用における音声案内を充実させる。具体的には、以下について対象範囲等を整理し、導入を検討する。 ・主要な出入口、改札口、トイレ、エレベーター ●複数の改札口が隣接する箇所（中央通路等）では、他事業者と混同しない案内方法を検討する。（豊島区・鉄道事業者）
		・緊急時の情報提供、コミュニケーション方法の不足（聴覚障害者の利便性、安全性向上）	●券売機やトイレ等で、緊急時にも対応可能なコミュニケーション方法について工夫し、充実させる。（非音声でのコミュニケーション、人的コミュニケーションによる案内について、行政と事業者が協力し、適切な方法を調査・研究していく。） ●随時、視覚的情報を提供可能な「電光掲示板」等の拡充を図る。

no	項目	問題点、課題	基本整備方針
		・身障者対応エレベーター利用における情報提供の不足	- スルー型エレベーターの開放方向を、より分かりやすく案内する。 - 身障者対応エレベーターの昇降方向の案内を充実させる。
	垂直移動	・バリアフリー経路となるエレベーターの不足 ・エレベーターへの案内誘導の不足(エレベーター位置のわかりにくさ) ・エレベーター本体の設備の対応不足 ・その他	- 駅東口(明治通りの池袋駅側)において、初終電対応のエレベーターの増設を検討する。 - 以下の方策等により、エレベーターへの案内誘導を充実させる。 - 標準ピクトグラムの採用 - より広範囲からの案内 - 新たに設置される施設(エレベーター等)への案内 - 身障者対応のエレベーター設備の導入を推進する。 - ボタン、点字、鏡、ガラス窓、音声案内等の改善 - 状況に応じ、垂直移動の補助となるエスカレーターの増設を検討する。(豊島区・I S P等) - 生活関連経路内にある垂直移動施設への案内誘導を充実させる。 - サンシャインシティエレベーター等
	街路・交差点	・歩車道段差の構造 ・誘導ブロックの不連続 ・交差点設備の改良 ・道路施設と交差点設備の調整不足 ・路上障害物(放置自転車、立て看板等)の撤去	- 歩道と車道間の段差については、車いす等利用者、視覚障害者等の全ての人々が安全に移動し、また歩車道の境界を認識できる構造とする。 - 構造は、利用者(車いす利用者、視覚障害者等)の意向を確認し、これを踏まえ検討する。 - 重点整備地区内では、一定の構造となるよう努める。 - 地区内の生活関連経路については、誘導ブロックを連続的に敷設する。 - 誘導ブロックの仕様及び敷設位置は、道路のバリアフリーガイドラインによるものとする。 - 官公庁施設、福祉施設、旅客施設(鉄道駅、バス停、タクシー乗場)を適切に誘導する。 - その他の生活関連施設となる各民間施設の敷地内における誘導ブロックとも十分な連携、連続的な整備に努める。 - 生活関連経路を構成する交差点においては、バリアフリー対応信号機を導入し、また横断歩道には、エスコートゾーンの整備を推進する。 - 整備にあたっては、関係者(道路管理者及び交通管理者等)による十分な調整を図り、安全施設が十分に機能するように留意する。 - 防護柵等の道路施設及び信号機等の交差点設備の整備にあたっては、それぞれの機能を阻害しないよう、管理者間において十分な調整を図る。 - 既存施設で、連携が不十分なものについては、両者の調整により改善を図る。 - 路上の障害物(放置自転車、立て看板等)については、道路管理者、交通管理者、地元団体等の各関係者が協働して撤去する。

2) 特定事業及びその他の事業について

(1) 特定事業とは

特定事業は、生活関連施設及び生活関連経路におけるバリアフリー化を具体化するための事業メニューです。今後は、この事業メニューについて各事業者が特定整備計画を作成し、事業を計画的に実施していきます。

特定事業の区分

バリアフリー新法において、特定事業は下記の通り区分されます。

区分	内容	対象事業者
・公共交通 特定事業	・特定旅客施設内において実施する移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業 ：エレベーター、エスカレーター等 ・上記に掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業 ・特定車両（軌道車両、乗合バス）に関する移動等円滑化のために必要な事業 ：車両の低床化等	< 鉄道事業者 > ・東日本旅客鉄道(株) ・西武鉄道(株) ・東武鉄道(株) ・東京地下鉄(株) < バス事業者 > ・東京都交通局 ・(社)東京バス協会 < タクシー事業者 > ・(財)東京タクシーセンター
・道路特定 事業	・道路における移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業 ：歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等 ・移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業 ：歩道の拡幅、路面の構造の改善等	・東京都 第四建設事務所 ・豊島区 区道管理者 ・豊島区 交通対策課 ・豊島区 環境課
・交通安全 特定事業	・移動等円滑化のために必要な信号機等の設置に関する事業 ：高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示等 ・移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業 ：違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等	・池袋警察署 ・目白警察署
・都市公園 特定事業	・都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業 特定公園施設：園路及び広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識	・豊島区 公園緑地課

・路外駐車場特定事業	・特定路外駐車場 において実施する、移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業 ：車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設等 特定路外駐車場：駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの	・(株)池袋ショッピングパーク ・東武ビルマネジメント(株)
・建築物特定事業	・特別特定建築物 の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業 ・特定建築物 （その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業 特別特定建築物：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物で、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるもの 特定建築物：多数のものが利用する政令で定める建築物又はその部分（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等） 建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場等	< 公共建築物 > ・豊島区 施設管理者 ・東京都 施設管理者 < 民間建築物 > ・(株)そごう・西武 ・(株)東武百貨店 ・(株)パルコ ・(株)池袋ショッピングパーク ・東武ビルマネジメント(株) ・(株)ジエール東日本ビルディング
・その他の事業	・生活関連施設、生活関連経路に関する事業のうち、特定事業に該当しないもの ：特定事業の対象とならない生活関連施設の整備 ：生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の整備 ：サインによる情報提供の充実 等	

実施予定期間

実施時期について、下記の通り設定します。

【短期】：1-3年以内に実施する

【中期】：5年以内に実施する

【長期】：関係者との協議・調整により、十分な事業内容の検討が必要機会をみて整備を検討する

【継続】：継続的に取り組む

(2) 特定事業及びその他の事業

各事業者別に特定事業及びその他の事業を示します。

「map」のある項目については、事業箇所を図に示します。

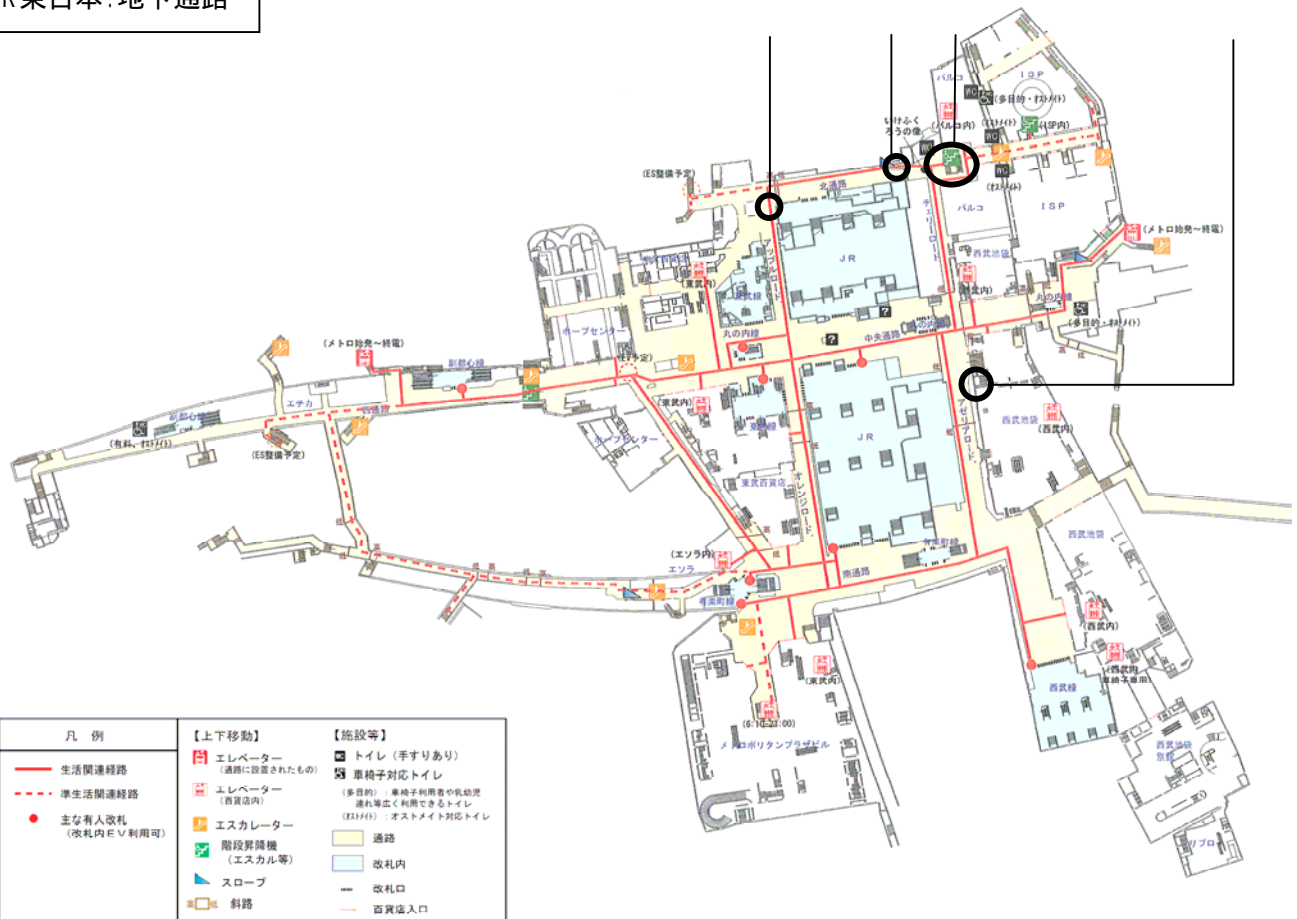
・公共交通特定事業

A. 鉄道事業者

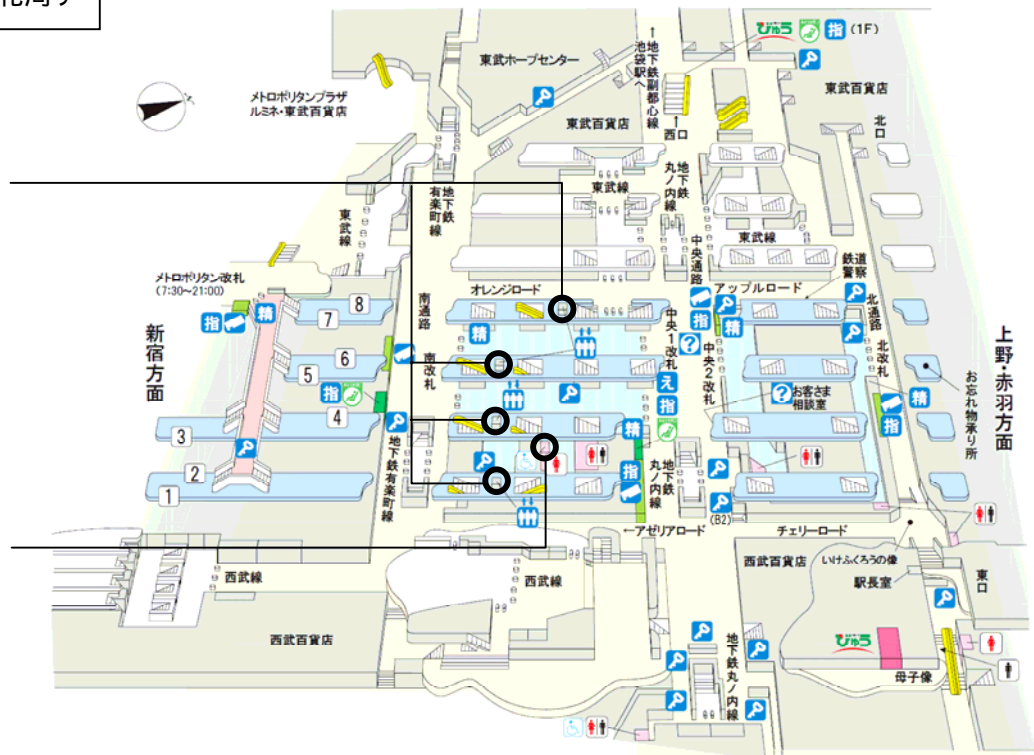
1) 東日本旅客鉄道(株)

no	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
map	視覚障害者誘導用ブロック等	・主要な動線には誘導ブロックを連続させ、地下通路における視覚障害者の案内誘導の充実を図る。(チェリーロード～I S P間)	・改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、誘導ブロックの敷設を検討する。	1	●			
map		・通路沿いの施設(ロッカー等)及びその利用者が、視覚障害者の通行を妨げないように配慮する。	・注意喚起シート等の貼付により、施設利用者に対して配慮を呼びかける。	1	●			
		・ホーム縁端部の警告ブロックの更新を図る。	・改修時等に合わせ、必要な箇所については、基本整備方針に基づき更新を検討する。	1				●
	サイン	・現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。	池袋駅及び駅周辺整備検討委員会(サイン部会)との検討に基づき整備を推進する。					
map		・多目的トイレの位置案内を充実させる。	・改修時等に多目的トイレの案内サインの位置、デザイン、数の改善を検討する。	-	●			
	音声案内、視覚情報	・音声案内装置等による適切な情報提供を行う。(改札口)	・改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、音声案内方法を検討する。 ・中央通路に面する改札口では、他事業者と混同しない案内方法等を検討する。	3			●	
		・聴覚障害者の緊急時のコミュニケーション方法を確保する。(券売機、トイレ)	・引続き人的対応の充実に努める	3				●
map		・視覚障害者に、エレベーターの移動方向が分かるよう音声案内の充実を図る。	・エレベーターの改修時等に、カゴ内における音声案内方法を検討する。	3		●		
map	垂直移動	・東口の垂直移動の利便性向上を図る。	・東口での初終電対応エレベーター新設時の施工に対して協力する。	4		●		
		・エレベーターへの案内誘導の充実により、駅利用者の利便性を向上する。	・関係者との連携により、地下通路に新設するエレベーターへの案内誘導の充実を図る。	4	● 西口	● 東口		
	券売機	・車いすでも無理なく操作できるよう、蹴込み付券売機を確保する。	・各切符売場において、改修時等に合わせ蹴込みを設置する。	-			●	
map	階段	・北通路の階段に手すりを設置する。(北通路)	・階段の両側に手すりを設置する。	-	●			
	その他	・ホームからの転落防止に努める。	・池袋駅山手線については、ホームドアの設置を進める。	-		●		

JR東日本:地下通路



JR東日本:改札内・改札周り



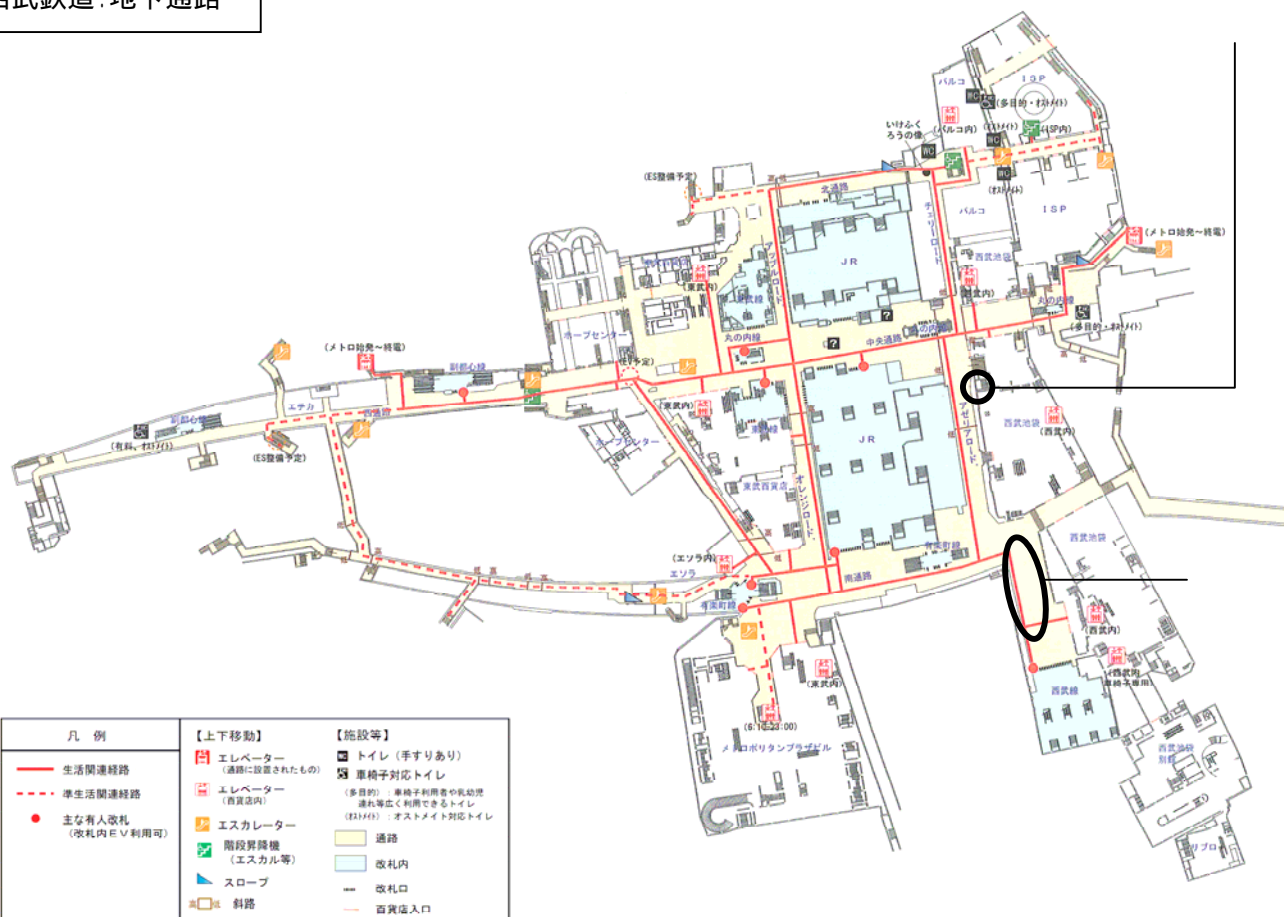
地図出典：JR東日本ホームページ

©KOTSUSHINBUNSHA
【2010.10現在】

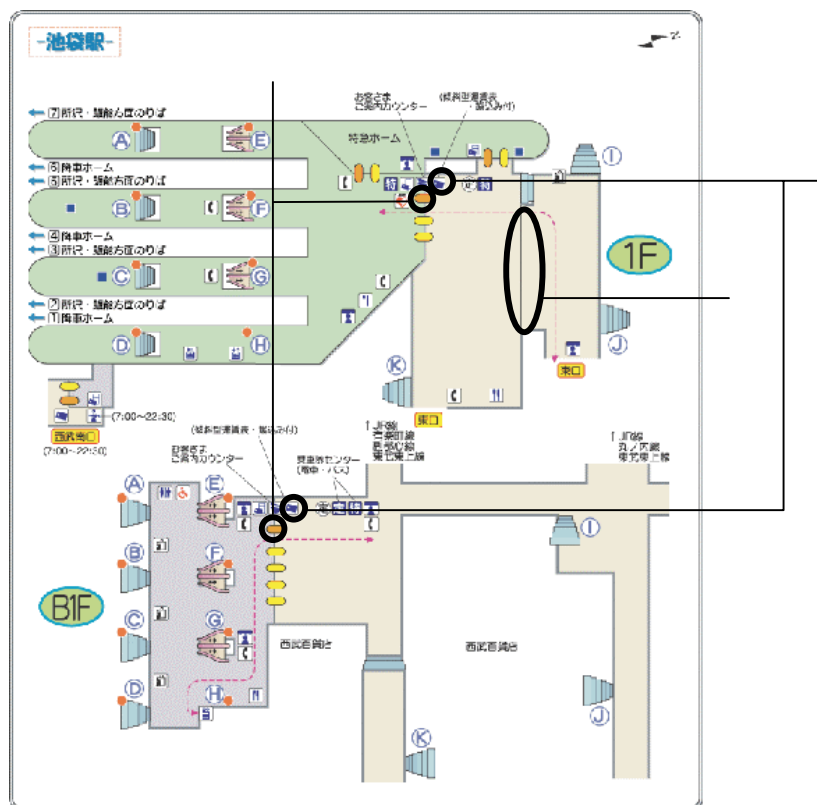
2) 西武鉄道(株)

no	項目	事業の目標	特定事業	基本整備方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
map	視覚障害者誘導用ブロック等	・誘導・警告ブロックの形状、材質、色彩は、JIS基準に基づいた仕様に統一する。(改札外)	●改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、改修を検討する。	1			●	
		・視覚障害者にとって出来る限り最短ルートとなるよう、不要な曲がりの解消を図る。	●改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、誘導ブロックの敷設位置の改善を図る。	1			●	
map		・自動改札に加え、有人改札へも誘導する。	●改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、有人改札への誘導を検討する。	1			●	
		・ホーム縁端部の警告ブロックの更新を図る。	●改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき更新する。また、内方線の設置を進める。	1				●
	サイン	・現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。	池袋駅及び駅周辺整備検討委員会(サイン部会)との検討に基づき整備を推進する。					
	音声案内、視覚情報	・音声案内装置等による適切な情報提供を行う。(改札口、改札内トイレ・エレベーター)	●改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、音声案内方法を検討する。	3			●	
		・聴覚障害者の緊急時のコミュニケーション方法を確保する。(券売機、トイレ)	各改札口に簡易筆談器を設置し対応済み。 ●引続き対応方法の充実に努める	3				●
map	垂直移動	・東口及び駅改札内における垂直移動の利便性向上を図る。	●各ホームへのエレベーターの設置、もしくは、関係者との連携により東口への初終電対応エレベーターの新設を検討する。	4		●		
		・エレベーターへの案内誘導の充実により、駅利用者の利便性を向上する。	●関係者との連携により、エレベーターへの案内誘導の充実を図る。	4		●		
map	券売機	・車いすでも無理なく操作できるよう、蹴込み付き券売機を確保する。	●券売機を蹴込み部分に移設する(平成22年度に対応済み)	-	●			
map	勾配	・スロープは車いす利用者が円滑に通行できる勾配とする。	●駅改修時等に合わせ、標準仕様(8%)以下への改良を検討する。	-			●	
	その他	・ホームからの転落防止に努める。	●将来的なホームドア設置も含め、ホームからの転落防止策を検討する。	-			●	

西武鐵道:地下通路



西武鉄道:改札内・改札周り

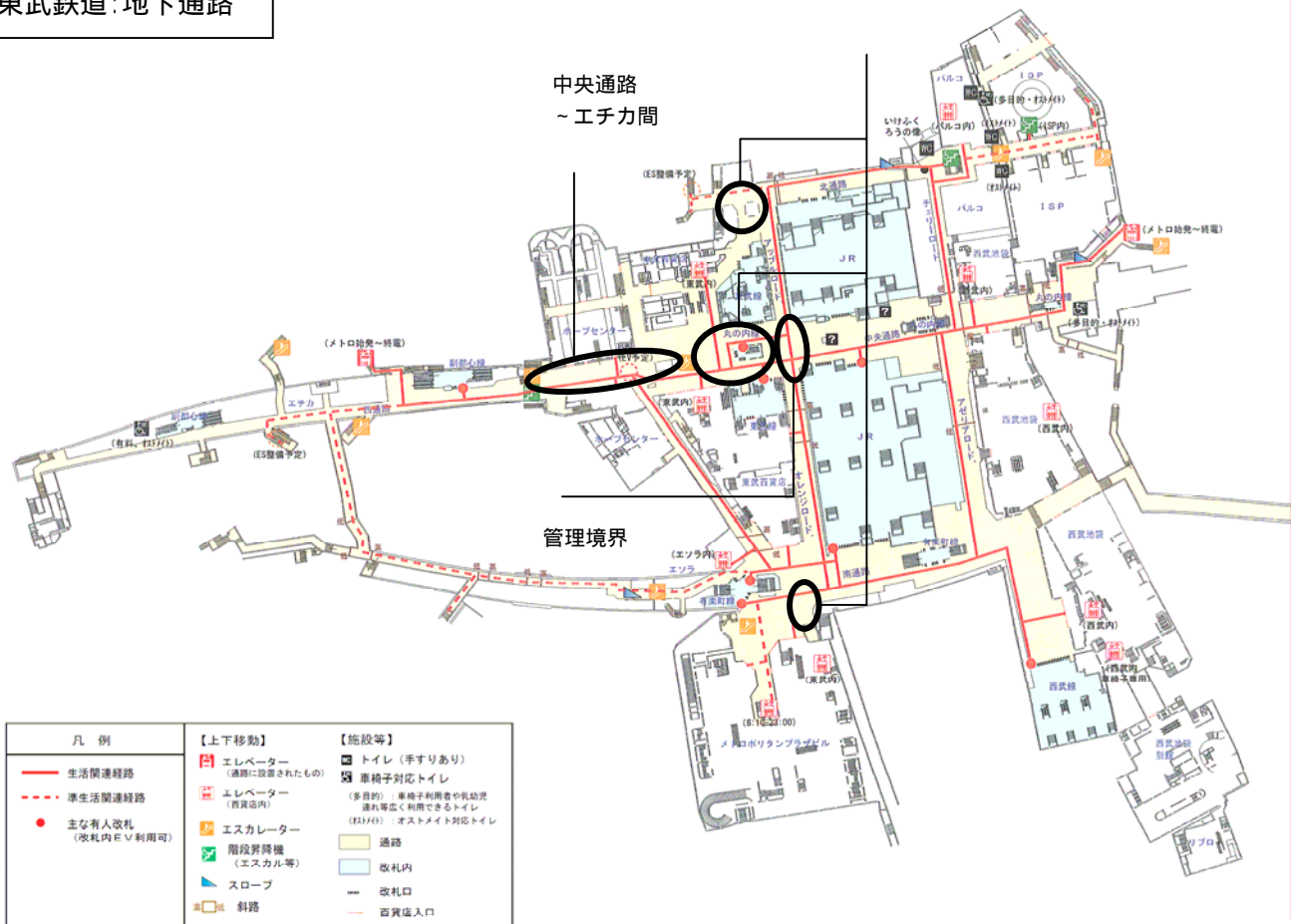


地図出典：西武鉄道ホームページ

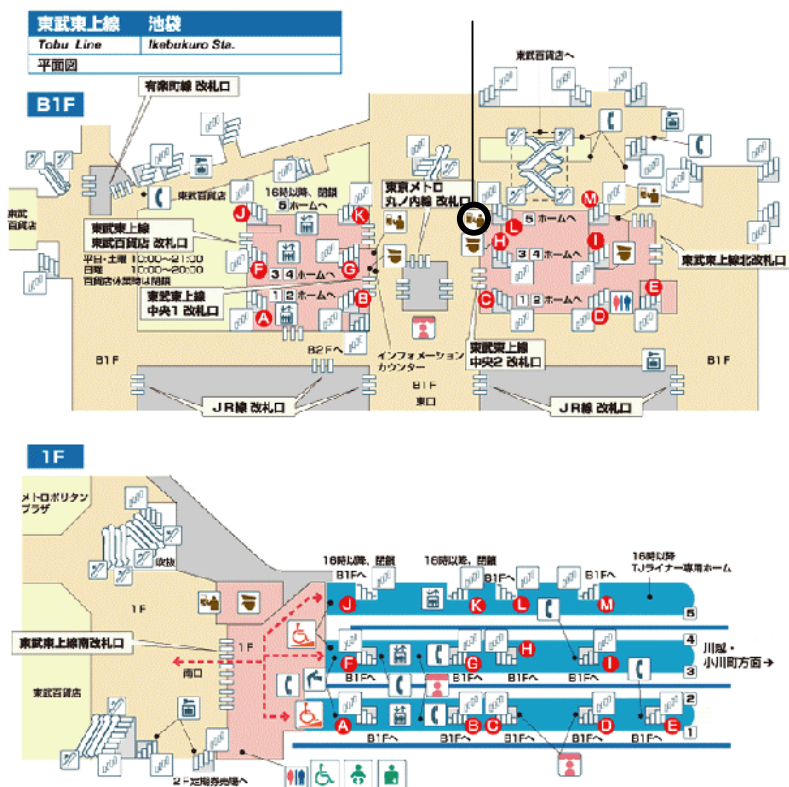
3) 東武鉄道(株)

no	項目	事業の目標	特定事業	基本整備方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
map	視覚障害者誘導用ブロック等	・誘導・警告ブロックの形状、材質、色彩は、JIS基準に基づいた仕様に統一する。	・改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、改修を検討する。	1	部分的に先行 ●		●	
		・視覚障害者にとって出来る限り最短ルートとなるよう、不要な曲がりの解消を図る。	・改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、誘導ブロックの敷設位置の改善を図る。	1			●	
map		・主要な動線には誘導ブロックを連続させ、地下通路における視覚障害者の案内誘導の充実を図る。 (中央通路～エチカ間) ・管理区域の境界部分における連続性を確保する。 (特に、JRとの境界部分)	・関係者と連携し、基本整備方針に基づき、主要な出入口やエレベーターへの誘導ブロックの敷設を検討する。 ・管理区域の境界部分においては、関係事業者と調整し、誘導ブロックが途切れないよう配慮する。	1	●			
		・ホーム縁端部の警告ブロックの更新を図る。	・改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき更新する。また、内方線の設置を進める。	1				●
	サイン	・現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。	池袋駅及び駅周辺整備検討委員会(サイン部会)との検討に基づき整備を推進する。					
	音声案内、視覚情報	・音声案内装置等による適切な情報提供を行う。 (改札口、改札内トイレ・エレベーター)	・改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、音声案内方法を検討する。 ・中央通路に面する改札口では、他事業者と混同しない案内方法等を検討する。	3			●	
		・聴覚障害者の緊急時のコミュニケーション方法を確保する。(券売機、トイレ)	・引続き人的対応の充実に努める。	3				●
	垂直移動	・エレベーターへの案内誘導の充実により、駅利用者の利便性を向上する。	・関係者との連携により、エレベーターへの案内誘導の充実を図る。	4	● 西口	● 東口		
map	券売機	・車いすでも無理なく操作できるよう、蹴込み付き券売機を確保する。	南口(地上)北口、及び中央口1では既に対応済み。 ・改修時等には、中央口2についても対応を検討する。	-	●			
	その他	・ホームからの転落防止に努める。	・将来的なホームドア設置も含め、ホームからの転落防止策を検討する。	-			●	

東武鉄道:地下通路



東武鉄道:改札内・改札周り

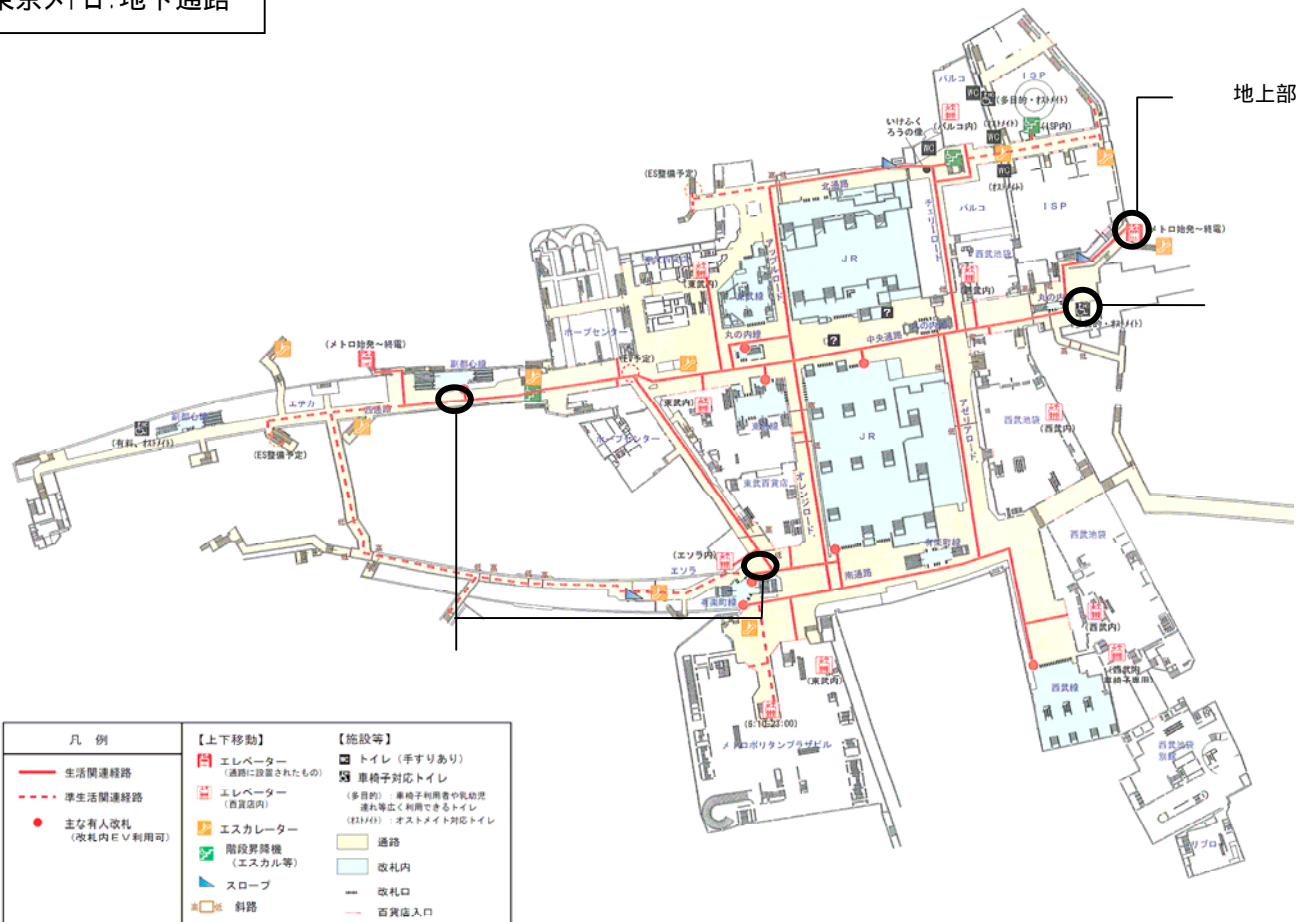


地図出典: 東武鉄道ホームページ

4) 東京地下鉄(株)

no	項目	事業の目標	特定事業	基本整備方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
map	視覚障害者誘導用ブロック等	・通路沿いの券売機や案内板の利用者が、視覚障害者の通行を妨げないように配慮する。	・注意喚起等により、施設利用者に対して配慮を継続的によびかける。	1				●
map		・主要な動線には誘導ブロックを連続させ、地下通路における視覚障害者の案内誘導の充実を図る。 ・自動改札に加え、有人改札へも誘導する。	・改修時等に合わせ、基本整備方針に基づき、有人改札への誘導を検討する。	1		●		
	サイン	・現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。	池袋駅及び駅周辺整備検討委員会（サイン部会）との検討に基づき、整備を推進する。					
map		・地上と地下を結ぶエレベーターの案内や地下（駅）情報の提供の充実を図る。 （タカセ前エレベーター、地上部分）	・周辺の地下通路出入口（上屋等）を利用し、エレベーターの位置案内を充実させる。 ・出入口（上屋）を活用し、メトロ以外の路線案内の設置を検討する。（腰壁等）	-			●	
	音声案内、視覚情報	・音声案内装置等による適切な情報提供を行う。 （改札口、改札内外トイレ・エレベーター）	・改修時に合わせ、基本整備方針に基づき、音声案内方法を検討する。 ・中央通路に面する改札口では、他事業者と混同しない案内方法等を検討する。（長期） ・丸ノ内線トイレについては、周辺の状況に応じた音声案内に努める。（短期）	3	●		●	
		・聴覚障害者の緊急時のコミュニケーション方法を確保する。（券売機、トイレ）	・引続き人的対応の充実にも努める	3				●
	垂直移動	・エレベーターへの案内誘導の充実により、駅利用者の利便性を向上する。	・関係者との連携により、エレベーターへの案内誘導を充実させる。	4	● 西口	● 東口		
	券売機	・車いすでも無理なく操作できるよう、蹴込み付き券売機を確保する。	・改修時等に合わせ、蹴込みを設置する。	-			●	
map	トイレ	・トイレ内通路に、適切な位置に手すりを設置する。（丸ノ内線地下通路トイレ）	・駅改良時等に改修を検討する。	-		●		
	ホームドア	・ホームドアを整備し、ホームからの転落防止に努める。	丸ノ内線、副都心線では全駅で対応済み。 ・有楽町線については、平成24年度の完成を目指して全駅にホームドアを設置予定。（池袋駅では、稼働中）	-	●			

東京メトロ:地下通路



東京メトロ:改札内・改札周り



地図出典：東京メトロホームページ

B．バス事業者

1) 東京都交通局

No	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	車両	・車両のバリアフリー化を図る。	●低床車両については、平成 24 年度中に、全車両導入する。(平成 22 年 9 月時点で、全体の 88%、1462 台中 1287 台が導入済み)	-	●			
	ソフト対応	・バリアフリー環境の向上を図る。	●運転手の接客向上、機器操作の習熟について、研修を通じて、今後とも継続的に取り組んでいく。	-				●



低床車両（ノンステップバス）
(東京都交通局ホームページ)



機器操作の習熟(車椅子固定キットの操作)
(東京都交通局提供)

2) (社)東京バス協会

No	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	車両	・車両のバリアフリー化を図る。	●ノンステップバスやワンステップバス等誰にも乗り降りしやすいバス車両の導入促進	-				●
	ソフト対応	・バリアフリー環境の向上を図る。	●障害者団体との情報交換会等を通して、高齢者・障害者輸送の充実を図る。	-				●

【その他のバス事業者の取り組み】

国際興業バス	・ノンステップバス・ワンステップバスについて100%導入済み。 ・継続的に乗務員研修を実施している。疑似体験なども取り入れている。
関東バス	・ノンステップバス・ワンステップバスは、8割導入済みであり、今後も導入を推進していく。 ・乗務員を対象としたバリアフリー対応研修を定期的に行っている。 ・一部のバス停で音声案内を導入している。(山手通りから池袋方面)
西武バス	・ノンステップバス・ワンステップバスについて100%導入済み。 ・乗務員研修を毎年、継続的に実施している。



高齢者疑似体験教習状況（国際興業バス提供）

C．タクシー事業者

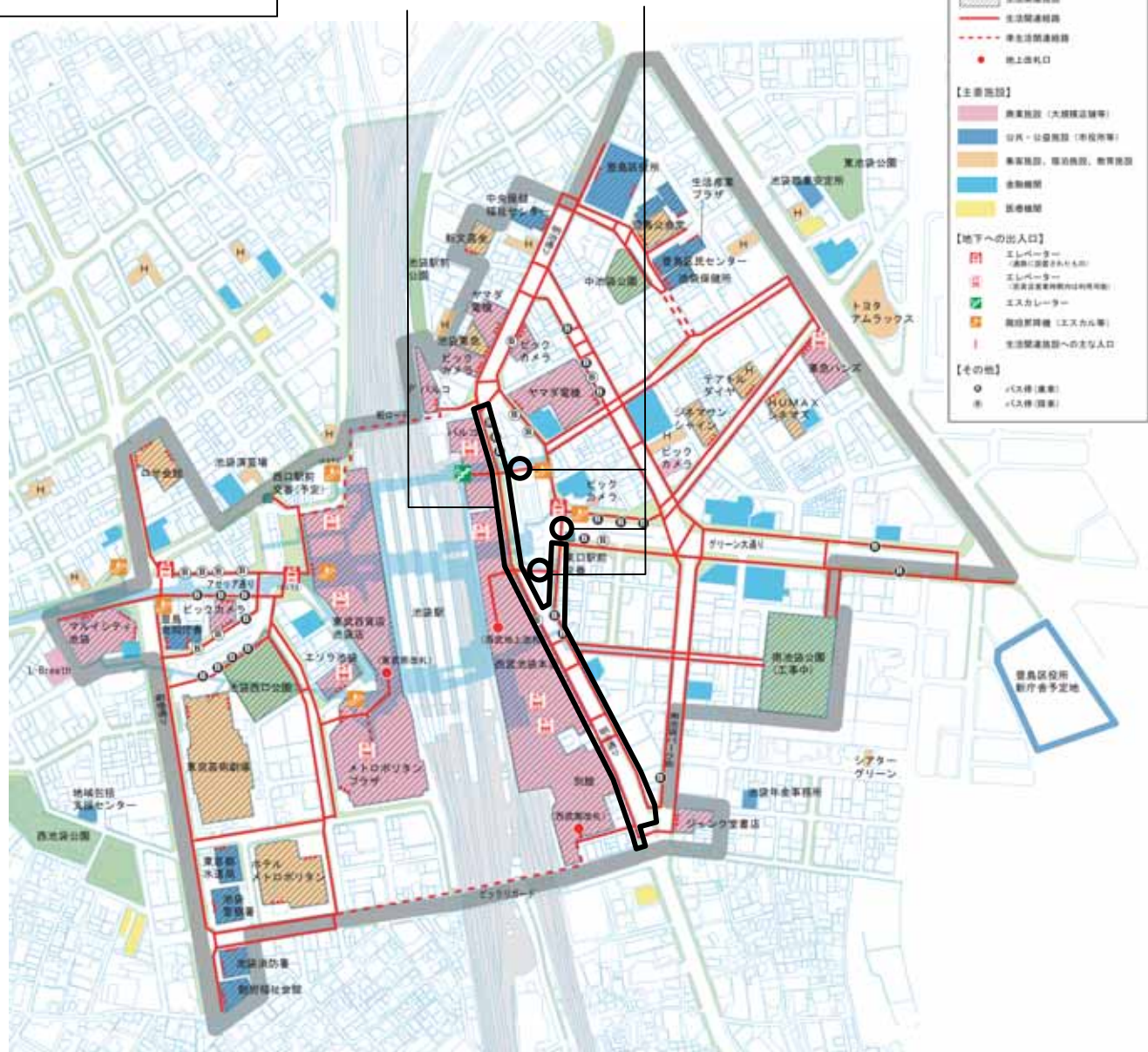
1) (財)東京タクシーセンター

No	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	ソフト対応	・障害者の利用に対し、サービスの向上を図る。	●福祉の有資格者による交通バリアフリー研修を実施し、タクシー運転者のバリアフリー対応の充実を図る。	-				●

．道路特定事業

1) 東京都 第四建設事務所

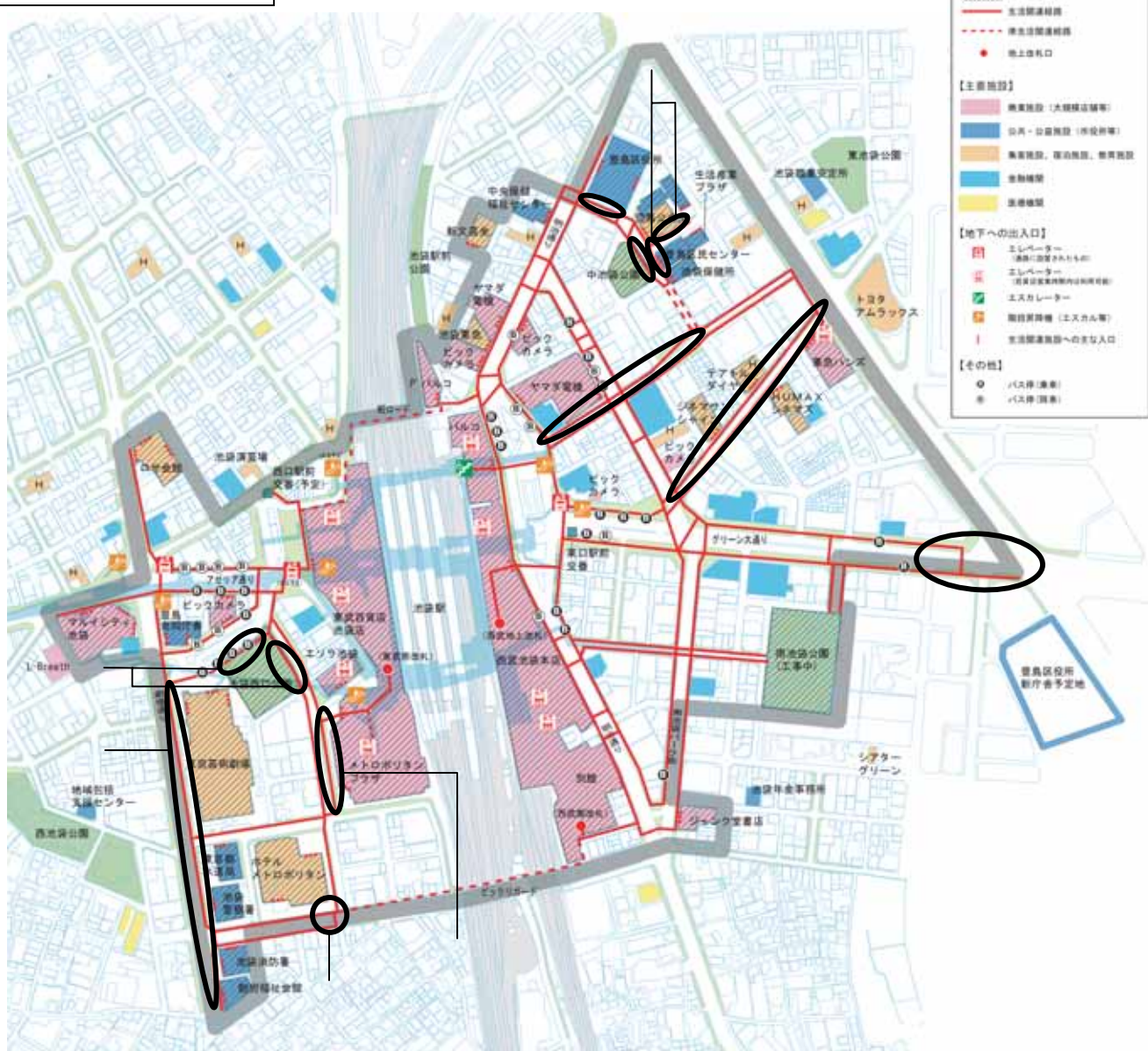
no	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	歩車道 段差	・地区内で歩車道段差に バラツキがないよう、 段差構造の共通化を図 る。	●路面補修工事や既設歩車道境 界ブロックの更新工事には、 関係者（区、利用者）と調整 し、できる限り地区内で共通 の構造となるよう対応する。	5			●	●
map	視覚障害 者誘導用 ブロック	・生活関連経路において は、誘導ブロックの敷 設を推進する。	●生活関連経路に、誘導ブロッ クを敷設する。 ●安全施設（信号機等）と路上 誘導ブロックの連携を図る。 ●設置位置・方法等については、 関係者と調整する。	5		●		●
	障害物	・誘導ブロック利用者の 通行を阻害しないよ う、通行の妨げとなる、 路上障害物(放置自転 車、たて看板)を解消す る。	●関係者との連携により、路上 の障害物(放置自転車、立て看 板等)を取締まる。	5				●
map	交差点	・駅前広場の横断歩道は 距離が長く渡りにくい ため、バリアフリー化 を図る。	●環5の1地下道路の整備後、 将来の交通量等を踏まえ検証 し、区と連携の上検討する。	5			●	



2) 豊島区 区道管理者

no	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	歩車道段差	・地区内で歩車道段差にバラツキがないよう、段差構造の共通化を図る。	・地区内で共通の構造となるよう努める。	5		●		●
map	視覚障害者誘導用ブロック	・生活関連経路においては、誘導ブロックの敷設を推進する。	・道路改修時にあわせ、誘導ブロックを計画的に敷設する。 ・安全施設（信号機等）と路上誘導ブロックの連携を図る。 ・敷設位置・方法等については、関係者と調整する。	5		●		
		・利用者の視点に立ち、誘導・警告ブロックの敷設方法を工夫する。（バス停付近等）	・標準的な仕様にに基づき、整備する。	-	●			
map		・サンシャイン 60 通りは、歩行者交通量を考慮し、継続的に維持管理する。	・剥がれた警告ブロックを補修する。	5	●			
map	障害物	・誘導ブロック利用者の通行を阻害しないよう、通行の妨げとなる、路上障害物(放置自転車、たて看板)を解消する。	・関係者との連携により、路上の障害物(放置自転車、立て看板等)を取締まる。	5				●
map		・中池袋公園前歩道のプランターが誘導ブロックの利用者の妨げにならないよう配慮する。	・利用者の妨げにならないよう、プランターの設置位置を検討する。	5	●			
map	交差点	・ホテルメトロポリタン南側の交差点において、利用者の通行を妨げない位置に、街路灯の移設等を行う。	・警察と調整の上、街路灯の設置位置の見直しを行い、移設する。	-	●			
map	歩道確保	・生活関連経路においては、歩道を確保する。（生活産業プラザへの経路、区民センター・保健所前）	・既存歩行者通行帯のセミフラット化や、路側帯のカラー舗装化を検討する。 区役所周辺道路については、将来的な区庁舎移転後の跡地活用と合わせ検討する。	-		●		
map	歩行空間	・有効幅員 1.5m 以上の歩行者空間を確保する。（区役所南側道路）	・将来的な区庁舎移転後の跡地利用との連携により、歩行者空間の拡大に努める。	-			●	
map	舗装改善	・池袋西口公園前の歩道やバス停付近（生活関連経路）は、ピンコロ舗装を改め、通行しやすい舗装に改善する。	・凹凸のない舗装への改修を検討する。	-		●		
map	新庁舎予定地周辺	・新庁舎に至る経路のバリアフリー環境を改善する。	・歩車道段差は一定の構造となるよう努め、舗装については凹凸を解消する。 ・誘導ブロックを設置する。	-		●		

豊島区 道路整備課



3) 豊島区 交通対策課

no	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	自転車駐車場	・自転車の適正駐車を推進するため、駅周辺に自転車駐車場を整備する。	・活用可能な用地を利用し、自転車駐車場を整備する。	-	●			
	障害物	・歩行者等の通行の妨げとなる、放置自転車対策を推進する。	・関係者との連携により、路上の放置自転車の撤去・移動を実施する。	5				●

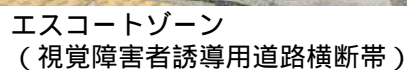
4) 豊島区 環境課

no	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	喫煙所	・歩行者等の安全確保を図るため、指定喫煙所を移設する。	- 歩行者等の妨げになる指定喫煙所（池袋駅北口）を移設する。（短期） - 喫煙所（池袋駅東口等）の運用を検討する。（中期）	-	●	●		
		・喫煙所利用者マナーの啓発を推進する。	喫煙所周辺での歩行者等の安全確保や煙の拡散を防止するため、喫煙所誘導員を設置し、利用者マナーの啓発に努める。	-	●			●

・交通安全特定事業

1) 池袋警察署、目白警察署

no	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	交差点	・交通弱者向けの交差点設備を充実させる。また、利用者の視点に立ち、使い易さに配慮する。	- 生活関連経路において、バリアフリー対応信号機の設置を推進する。（中期） - 生活関連経路には、エスコートゾーンを設置する。（短期） - 押ボタン等の設置位置は、誘導ブロックや構造物の設置状況を踏まえ、道路管理者と連携の上設定する。（中期）	5	●	●		
map		・横断歩道の距離を考慮し、高齢者等が安心して横断できるように青信号時間等を改良する。（明治通り、グリーン大通り）	信号配置の見直しについて、道路管理者と調整し、引き続き検討する。	5		●		
map		・地区内の信号機の位置や運用について、調査結果に基づき、改善方法を精査・検討する。	- 音響用ボタンの位置が分かるよう音声案内装置（小型発信機と連携したシステム含む）の導入を検討する。（グリーン大通り） - 音響用押しボタンの設置位置については、道路管理者と十分に連携を図る。 - 利用者の妨げにならないよう、道路管理者（区）と調整の上、信号柱または柵を適切な位置に移設する。	5		●		
map	障害物	・通行の妨げとなる、路上障害物(放置自転車、たて看板)や人だまりの解消を目指す。特に、誘導ブロック利用者の通行を阻害しないよう努める。	関係者との連携により、路上の障害物(放置自転車、立て看板等)の取締りに努めると共に、取締りの仕組作り等、具体的な方策についても検討していく。	5				●

[illegible]

- 視覚障害者用信号機
:「音響用押ボタン」を押すと、「ピヨピヨ」「カッコー」などの音響で歩行者用青信号が表示されていることを知らせる信号機
- 高齢者等感応式信号機
:「青延長用押ボタン」を押すと、歩行者用青信号の延長を行うことができる信号機

・都市公園特定事業

1) 豊島区 公園緑地課

No	施設	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
						短期	中期	長期	継続
	中池袋公園	全般	・バリアフリー化の充実を図ると共に、維持管理に努める。	- 将来的な区庁舎移転後の跡地活用と合わせ、公園内のバリアフリー化について検討していく。 - 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した設備の設置を検討する。	-			●	
	池袋西口公園	園路、広場（舗装）	・園内の舗装は全面的に凹凸のないものへの改修を図る。	・施設の改修時等に合わせ、誰もが利用しやすい舗装を検討する。	-			●	
		トイレ	・バリアフリー化の充実を図ると共に、維持管理に努める。	・引続き、多目的トイレ等設備の維持管理に努める。	-				●
		手洗い場、水飲み場							
	南池袋公園（改修中）	全般	・改修に合わせ、園内施設のバリアフリー化を図る。	・改修にあたっては、下記の項目をはじめとした特定公園施設のバリアフリー化が図られるよう留意する。	-		●		
		出入口	・バリアフリー化の充実を図ると共に、維持管理に努める。	・段差や急勾配を解消し、車止めの間隔に配慮する。	-		●		
		園路、広場		・十分な幅員を確保すると共に、段差を解消し、滑りにくい路面とする。	-		●		
		トイレ		・多目的トイレを設置し、出入口口の段差を解消する。	-		●		
		手洗い場、水飲み場		・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。	-		●		

・路外駐車場特定事業

1) (株)池袋ショッピングパーク

No	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	都市計画駐車場	・運営時間を通して利用できる昇降経路（駐車場～地上）を確保する。	・将来的な駅前広場の改修等に合わせ、誰もが使いやすい垂直移動手段の確保に努める。	-			●	

2) 東武ビルマネジメント(株)

No	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	都市計画駐車場	・運営時間を通して利用できる昇降経路（駐車場～地上）を確保する。	・駐車場～地上間の垂直移動手段の確保に努める。	-			●	

・建築物特定事業

A．公共建築物

1) 豊島区 施設管理者

No	施設	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
						短期	中期	長期	継続
	区有の生活関連施設(1)	全般	・区有の公共施設について、バリアフリー化の充実と維持管理に努める。	- 建物や設備の改修時には、建築物特定施設(2) 及び、案内誘導等について、基準に基づきバリアフリー化を図ると共に、維持管理に努める。(継続) - 区庁舎移転後の跡地活用に伴い再整備が予定されている施設については、短期的に可能な範囲でバリアフリー化に努めるものとする。(短期)	-	●			●
	生活産業プラザ	廊下、傾斜路	・建築物特定施設を中心に、バリアフリー化の充実と維持管理に努める。	●手すりの設置を検討する。	-			●	
		エレベーター等		- 車いす対応エレベーター設置済み - 視覚障害者の安全円滑な目的階への誘導方法を検討する。	-			●	
		トイレ		- 多目的トイレ設置済み - 誘導ブロックや音声、点字による位置案内の導入を検討する。 - オストメイト対応設備の設置を検討する。	-			●	
		案内誘導		- 誘導ブロック等による受付や案内設備までの適切な誘導に務める。 - 文字情報システムの設置を検討する。 - 階段や傾斜路への警告ブロック等の適切な配置に務める。 - 点字表示のある手すりや音声案内装置の設置による目的地への適切な誘導に務める。	-			●	
	池袋保健所	敷地内通路	・建築物特定施設を中心に、バリアフリー化の充実と維持管理に努める。	●歩道から出入口まで、誘導ブロックの連続的な配置を検討する。	-			●	
		廊下、傾斜路、階段		●手すりの設置を検討する。	-			●	

No	施設	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
						短期	中期	長期	継続
	池袋保健 所	トイレ	・建築物特定施設を中心に、バリアフリー化の充実と維持管理に努める。	多目的トイレ設置済み ●誘導ブロックや音声、点字による位置案内の導入を検討する。 ●オストメイト対応設備の設置を検討する。	-			●	
		案内誘導		●文字情報システムの設置を検討する。 ●階段や傾斜路への警告ブロック等の適切な配置に務める。	-			●	
	中央保健 福祉セン ター	敷地内通路	・建築物特定施設を中心に、バリアフリー化の充実と維持管理に努める。	●玄関前のスロープは、施設改修時に滑りにくい仕上げに改修する。(短期) ●歩道から出入口まで、誘導ブロックを連続的に配置し、色は黄色とする。 ●十分な幅員の確保に努める。	-	●		●	
		出入口		●十分な幅員の確保に努める。	-			●	
		廊下、傾斜路、階段		●手すりの設置を検討する。	-			●	
		エレベーター等		車いす対応エレベーター導入済み ●視覚障害者の安全円滑な目的階への誘導方法を検討する。	-			●	
		トイレ		多目的トイレ設置済み ●誘導ブロックや音声、点字による位置案内の導入を検討する。	-			●	
		案内誘導		●誘導ブロック等による受付や案内設備までの適切な誘導に務める。 ●文字情報システムの設置を検討する。 ●階段や傾斜路への警告ブロック等の適切な配置に務める。 ●点字表示のある手すりや音声案内装置の設置により目的地への適切な誘導に務める。	-			●	
		子育て環境		●授乳及びオムツ替えのできる場所の設置を検討する。	-			●	

No	施設	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
						短期	中期	長期	継続
	勤労福祉 会館	敷地内通路	・建築物特定施設を中心に、 バリアフリー 化の充実と維持管理に努める。	● 前面歩道の誘導ブロックの敷設に合わせ、歩道や駐車場から出入口まで、誘導ブロックの連続的な配置を検討する。	-		●		
		廊下、傾斜路、階段		● 十分な幅員の確保に務める。 ● 手すりの設置を検討する。	-		●		
		エレベーター等		車いす対応エレベーター設置済み ● 誰もが安全で利用しやすい構造（位置案内、ボタン形状、手すり、ガラス窓等）に更新する。	-		●		
		トイレ		車いす対応トイレは設置済み ● 誘導ブロックや音声、点字による位置案内の導入を検討する。 ● オストメイト対応設備の設置を検討する。	-		●		
		案内誘導		● 誘導ブロック等による受付や案内設備までの適切な誘導に務める。 ● 文字情報システムの設置を検討する。 ● 階段や傾斜路への警告ブロック等の適切な配置に務める。 ● 点字表示のある手すりや音声案内装置の設置による目的地への適切な誘導に務める。	-		●		
		子育て環境		● 授乳及びオムツ替えのできる場所の設置を検討する。 ● ベビーベッドやベビーチェアを設置を検討する。	-		●		

1：「区有の生活関連施設」：生活産業プラザ、池袋保健所、中央保健福祉センター、勤労福祉会館。

豊島区役所（本庁舎・分庁舎） 豊島区民センター、豊島公会堂については、区庁舎移転後の跡地活用に合わせて再整備予定。

2：「建築物特定施設」：出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、便所、ホテル等の客室、敷地内通路、駐車場、浴室等（出典：東京都建築物バリアフリー条例）

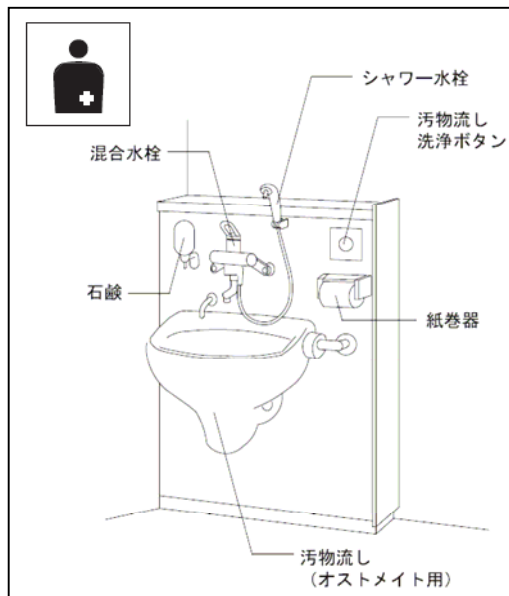
2) 東京都 施設管理者

No	施設	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
						短期	中期	長期	継続
	都が所有 する生活 関連施設 のうち不 特定多数 が利用す る施設	全般	・ 都府の公共施 設について、 バリアフリー 化の充実と維 持に努める。	● 建物や設備の改修時には、建築物特定施設（ 2 ）及び、案内誘導等について、基準に基づき、必要に応じてバリアフリー化を図ると共に、維持管理に努める。	-				●
	東京芸術 劇場	敷地内通路	・ 建築物特定施 設を中心に、 バリアフリー 化の充実と維 持管理に努め る。	● 段差の解消を図る。（ピン コ口舗装の改修） 南側 歩道部分	-	●			
		駐車場		● 車椅子使用者が利用しや すい駐車場を確保する。	-			●	
		廊下、傾斜 路		● 手すりの設置を検討す る。 ● 傾斜路は滑りにくい仕上 げとする。	-			●	
		エレベーター 等		車椅子対応エレベーター 設置済み ● 誰もが安全で利用しやす い構造（位置案内、ボタ ン形状、手すり、ガラス 窓等）に更新する。 ● 視覚障害者の安全円滑な 目的階への誘導方法を検 討する。	-	●		●	ガラス窓
		トイレ		多目的トイレ設置済み ● 多目的トイレの位置案内 と利用しやすい各種設備 の充実を図る。（短期） ● 誘導ブロックや音声、点 字による位置案内の導入 を検討する。（中期） ● オストメイト対応設備の 設置を検討する。（長期）	-	●	●	●	誘導ブロック等 オストメイト
		案内誘導		● 誘導ブロック等による受 付や案内設備までの適切 な誘導に努める。（短期） ● 階段や傾斜路への警告ブ ロック等の適切な配置に 努める。（短期） ● 文字情報システムの設置 を検討する。（中期） ● 点字表示のある手すりや 音声案内装置の設置によ る目的地への適切な誘導 に努める。（中期）	-	●	●		文字情報シス テム、手すり等
		子育て環境		● 授乳及びオムツ替えので きる場所の維持管理に努 める。 ● ベビーベッドやベビーチ ェアの維持管理に努め る。	-				●

1:「都が所有する生活関連施設」: 豊島合同庁舎、東京芸術劇場

(注:「水道局豊島営業所」は一般による頻繁な利用が想定されないため除外とした)

2:「建築物特定施設」: 出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター等、便所、ホテル等の客室、敷地内通路、駐車場、浴室等(出典:東京都建築物バリアフリー条例)



オストメイト対応設備のイメージと
クトサイン

出典: 東京都福祉のまちづくり条例施
設整備マニュアル(平成 21 年版)



音声案内装置の設置例

(池袋駅地下通路、丸ノ内線改札前トイレ)

B．民間建築物

1) (株)そごう・西武 <西武池袋本店>

No	項目	事業の目標	特定事業	基本整備方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	視覚障害者誘導用ブロック	・利用者の通行の妨げとならないよう、商品陳列のはみ出しを無くす。	●通路に面した各テナントに対し、商品陳列が誘導ブロックに接近しないよう、指導を徹底する。	-				●
	サイン	・現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。	池袋駅及び駅周辺整備検討委員会（サイン部会）と連携し、体的に検討する。					
	音声案内、視覚情報	・音声案内装置等による適切な情報提供を行う。	●施設更新時等に、基本整備方針に基づき、音声案内方法を検討する。	3			●	
		・視覚障害者に、エレベーターの移動方向が分かるよう、音声案内の充実を図る。	○オペレーターのご案内と一部のカゴ内での音声案内により対応している。 ●未対応部分については、改修時等に対応を検討する。	3			●	
	垂直移動	・東口の垂直移動の利便性向上を図る。	●関係者と連携し、東口での初終電対応エレベーターの新設を検討する。	4		●		
		・身障者対応エレベーターの導入を推進する。	一部身障者対応エレベーターに対応済み。 ●改修時等には、引続き対応を検討する。	4			●	
	休憩施設	・駅及び駅に隣接する商業施設を利用する人が休憩できる場所を確保する。	新しく整備した「光の時計口」に、新規に休憩スペースを設置。（H22）	-				

2) (株)東武百貨店

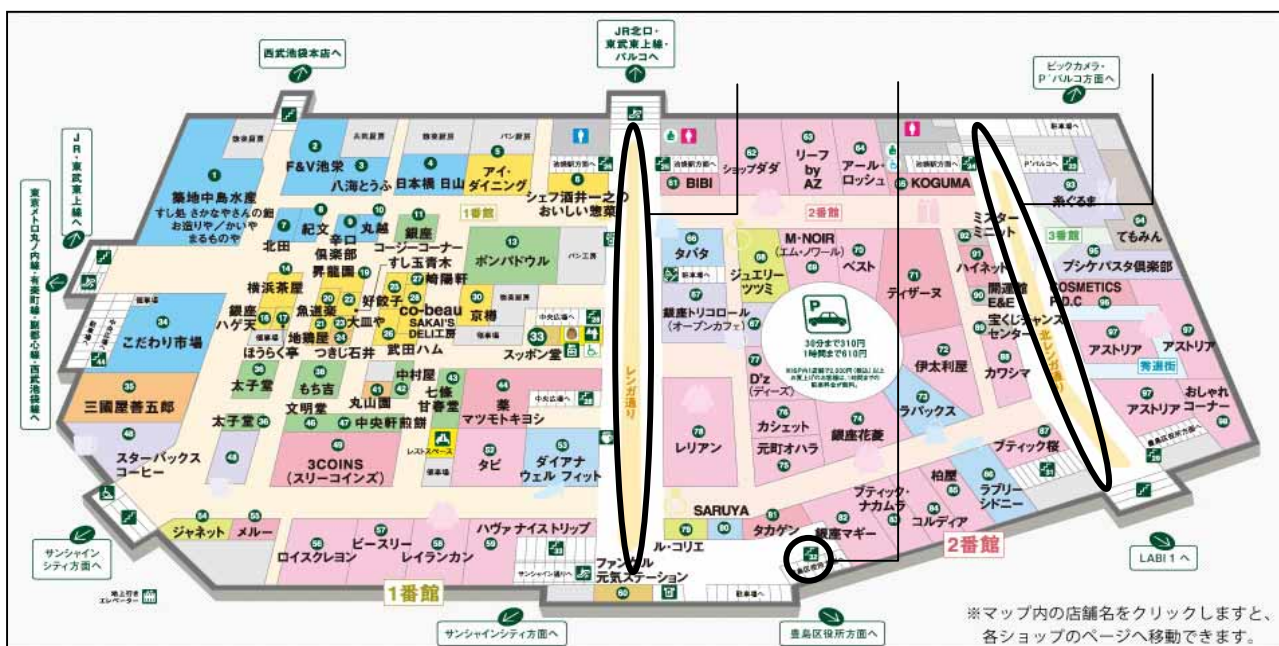
No	項目	事業の目標	特定事業	基本整備方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	サイン	・現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。	池袋駅及び駅周辺整備検討委員会（サイン部会）と連携し、体的に検討する。	2				
	音声案内、視覚情報	・音声案内装置等による適切な情報提供を行う。		3			●	
		・視覚障害者に、エレベーターの移動方向が分かるよう、音声案内の充実を図る。	販売員によるご案内と、一部のエレベーターカゴ内への音声案内装置の設置により対応している。 ●未設置部分についても、改修時等に対応を検討する。	3			●	
	垂直移動	・身障者対応エレベーターの導入を推進する。	一部身障者対応エレベーターに対応済み。 ●改修時等には、引続き対応を検討する。	4			●	
	休憩施設	・駅及び駅に隣接する商業施設を利用する人が休憩できる場所を確保する。	●改修時等にあわせ、地下通路に接続する場所への休憩スペースの導入を検討する。	-			●	

3) (株)パルコ

No	項目	事業の目標	特定事業	基本整備方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	サイン	・現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。	池袋駅及び駅周辺整備検討委員会（サイン部会）と連携し、体的に検討する。	2				
	音声案内、視覚情報	・音声案内装置等による適切な情報提供を行う。		3			●	
		・視覚障害者に、エレベーターの移動方向が分かるよう、音声案内の充実を図る。	一部のカゴ内では、音声案内に対応済み。 ●未改修部分については、改修時等に対応を検討する。	3			●	
	垂直移動	・身障者対応エレベーターの導入を推進する。	身障者対応エレベーターに対応済み。 ●改修時等には、引続き対応を検討する。	4			●	

4) (株)池袋ショッピングパーク

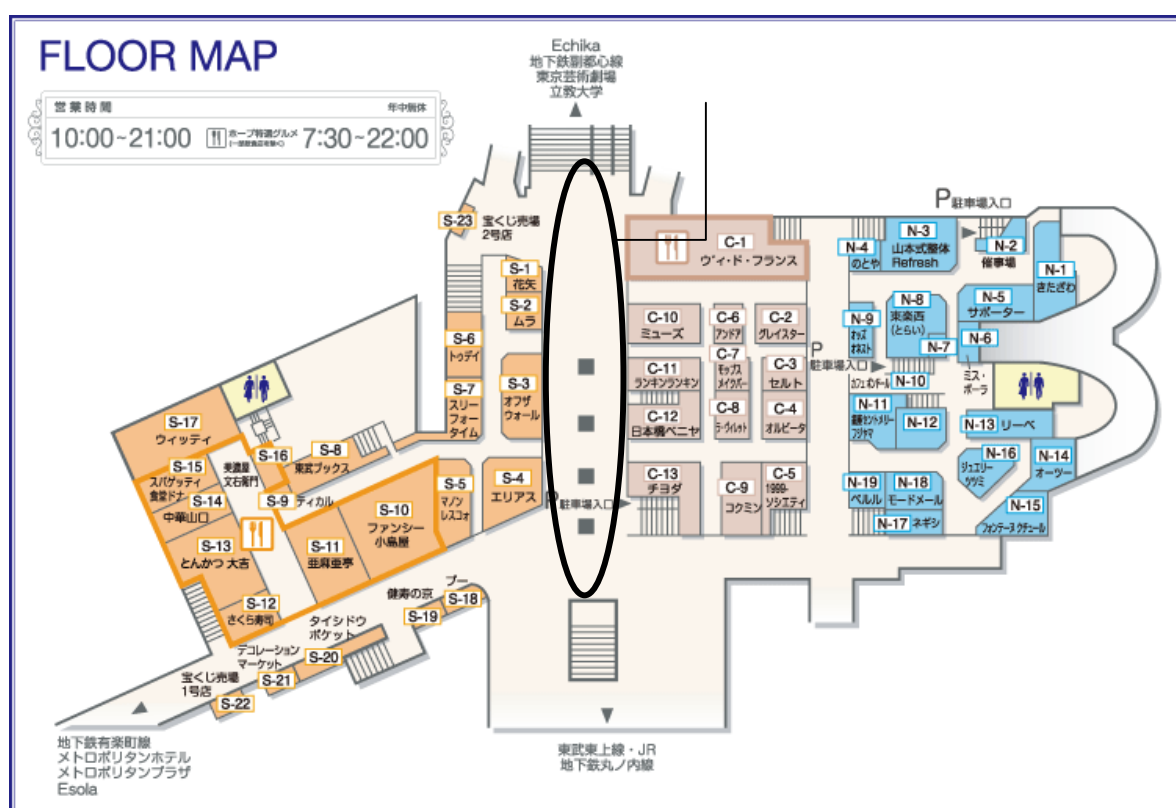
No	項目	事業の目標	特定事業	基本整備方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
map	視覚障害者誘導用ブロック	・主要な動線には誘導ブロックを連続させ、地下通路における視覚障害者の案内誘導の充実を図る。	・基本整備方針に基づき、主要な出入口と地下通路を結ぶ誘導ブロックの敷設を検討する。	1	●			
	段差	・地下出入口（明治通り歩道上）の不要な段差の解消を図る。	・ゲリラ豪雨対応面から段差を設けている。 ・関係者（都）と連携し、将来的に段差の解消を図っていく。	-			●	
	サイン	・現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。	池袋駅及び駅周辺整備検討委員会（サイン部会）と連携し、体的に検討する。					
	音声案内、視覚情報	・音声案内装置等による適切な情報提供を行う。	・販売員のご案内により対応している。 ・基本整備方針に基づき、利用者の視点を踏まえながら、音声案内方法を検討する。	3			●	
	店舗出入口（ｽｰﾌﾟ等）	・中央通路側出入口途中の自動ドアは、車いす利用者等が安全に通行できるよう改善する。	・構造的な課題があることから、将来的な駅前広場や駅の改修に合わせ、スロープ構造の改修を検討する。（長期） ・手すりの設置など、利用者の利便性と安全性を高めるための改良に取り組む。（短期）	-	●		●	
map	地上出入口	・垂直移動の補助として、地上と地下を結ぶエスカレーターを増設する。	・既設階段へのエスカレーター設置を検討する。	-		●		



地図出典：池袋ショッピングパーク ホームページ

5) 東武ビルマネジメント(株) <東武ホープセンター>

No	項目	事業の目標	特定事業	基本整備方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
map	視覚障害者誘導用ブロック	・主要な動線には誘導ブロックを連続させ、地下通路における視覚障害者の案内誘導の充実を図る。(中央通路～エチカ、新設予定のエレベーター)	・エレベーター設置工事にあわせ、主要な出入口やエレベーターへの誘導ブロックの敷設を検討する。	1	●			
	サイン	・現在地や主要目的地の位置情報を分かりやすく提供する。	池袋駅及び駅周辺整備検討委員会(サイン部会)と連携し、体的に検討する。	2				
	音声案内、視覚情報	・音声案内装置等による適切な情報提供を行う。		3			●	
	地上出入口口(階段)	・出入口階段の手すりを改修する。	・関係者と調整の上、破損個所の改修と、階段両側への手すり設置について検討する。	-			●	
	休憩施設	・駅及び駅に隣接する商業施設を利用する人が休憩できる場所を確保する。	・改装時等にあわせ、地下通路に接続する場所への休憩スペースの導入を検討する。	-			●	



地図出典：東武ホープセンター ホームページ

6) (株)ジェイアール東日本ビルディング <メトロポリタンプラザ>

no	項目	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	視覚障害者誘導用ブロック	・主要な動線には誘導ブロックを連続させる。	●改修時等に合わせ、通路からエレベーターへの誘導ブロックの敷設(1階、地下1階)を検討する。	1			●	
	サイン(センサーエレベーターの案内誘導)	・サインの視認性を高め、エレベーターの案内誘導を分かりやすくする。	●標準ピクトサインを採用したデザインへの更新を検討する。	2		●		
	垂直移動	・優先エレベーターにおいて、利用者マナーの啓発を推進する。	●利用者へのマナー啓発に努める。	-				●

C . その他の民間建築物

No	施設	事業の目標	特定事業	基本 整備 方針	実施時期			
					短期	中期	長期	継続
	民間建築物(生活関連施設)	・バリアフリー化の充実と維持に努める。	●施設や設備の改修時等を機会に、基準に基づいたバリアフリー化を検討する。	-			●	●

5 . 心のバリアフリーへの取り組み

高齢者や障害者、ベビーカー利用の乳幼児連れの方など、誰もが安心して外出できるよう、エレベーターやエスカレーター、誘導・警告ブロックの敷設など、ハード面でのバリアフリー化が進んできましたが、その一方で、周囲の人たちの理解や協力がなければ、解消されないバリアもたくさん残っています。

街なかで不便を感じている方々のことを理解し、気遣い、協力できる、そのような社会をつくるためにも「心のバリアフリー」への取り組みを推進することはとても重要となります。区では、地域保健福祉計画に基づき、また、民間事業者も社員研修の一環として、心のバリアフリーの普及啓発を図っていきます。

【区的主要な取り組み】

1) ボランティアなどの人材育成と福祉教育の充実

	● ボランティア講座 豊島区社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでは、ボランティア活動推進事業の一環として、入門講座やテーマ別講座、体験講座などを実施し、人材育成を図ります。
	● 手話講習会 聴覚障害者および区登録手話通訳者を講師として、区内在住・在勤者を対象とした手話技術習得に関する講習会を実施し、手話を通して聴覚障害者等への理解を深めるとともに、登録手話通訳者となる人材の育成を行います。
	● ふくし健康まつり等 一般区民等の参加も得て、相互交流を図ることにより、福祉全般についての理解を深める機会とし、啓発に努めます。
	● 福祉体験学習の支援 豊島区社会福祉協議会のボランティアセンターでは、多くの人が福祉への理解を深めることを目的に、学校の授業や企業の社員研修における福祉体験学習を支援、コーディネートします。
	● 認知症サポーター養成講座（キャラバン・メイト活動支援） 地域において認知症の正しい理解を促進し、認知症の方の見守り支援をする認知症サポーターを養成する講座を、キャラバン・メイトを講師として開催し、認知症にやさしいまちづくりを目指します。



2) ユニバーサルデザインの普及・啓発およびマナー向上

●福祉のまちづくりの普及推進 広報誌への関連記事の掲載をはじめ、パンフレットや福祉のまちづくりガイドマップなどの作成・配布によるPR活動を行うことにより、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及を図ります。
●放置自転車の撤去 駅前周辺で、自転車の安全利用と放置自転車解消のためのキャンペーン活動を行います。歩道上に放置された自転車の撤去・移動活動を継続的にを行い、歩行者の通行の安全を確保します。また、自転車駐車場の整備を推進します。
●路上喫煙防止の推進 安全で快適な都市空間をつくるため、区内全域での路上喫煙禁止を基本とした「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を制定し、喫煙ルールの徹底を図ります。 また、年間を通じたパトロールの実施とともに、街の美化意識の向上を図るため、企業・ボランティアとの協働による合同キャンペーンも併せて開催します。
●違反広告物の指導および撤去 道路管理巡視員による巡回パトロールで指導・取締りを行うとともに、各警察署および関係部所と緊密に連携をとりながら、指導・取締りの強化を図ります。

3) 今後の新たな取り組み

●視覚障害者外出支援事業 区施設への道案内音声データを作成し、ホームページで活用するとともに、今後のデータ保守に協力するボランティアスタッフの育成を通じ、視覚障害者への理解を深めていきます。
●(仮称)「障害者のサポート」講習会の実施 街なかで困っている障害者を見かけた時、気づいたまわりの人が気軽に声をかけ、サポートできるまちをつくっていくため、障害疑似体験などを通じ、障害者への理解を深めるとともに、簡単なサポートの技術を学ぶ機会を提供します。



福祉のまちづくりガイドマップ
平成 22 年 3 月作成



池袋“愛”マップ
平成 22 年 3 月作成

6．実現に向けて

基本構想の作成後は、その実現に向け、特定事業計画の作成や事業実施に渡り、継続的な進行管理を行っていきます。

1) 基本的な考え方

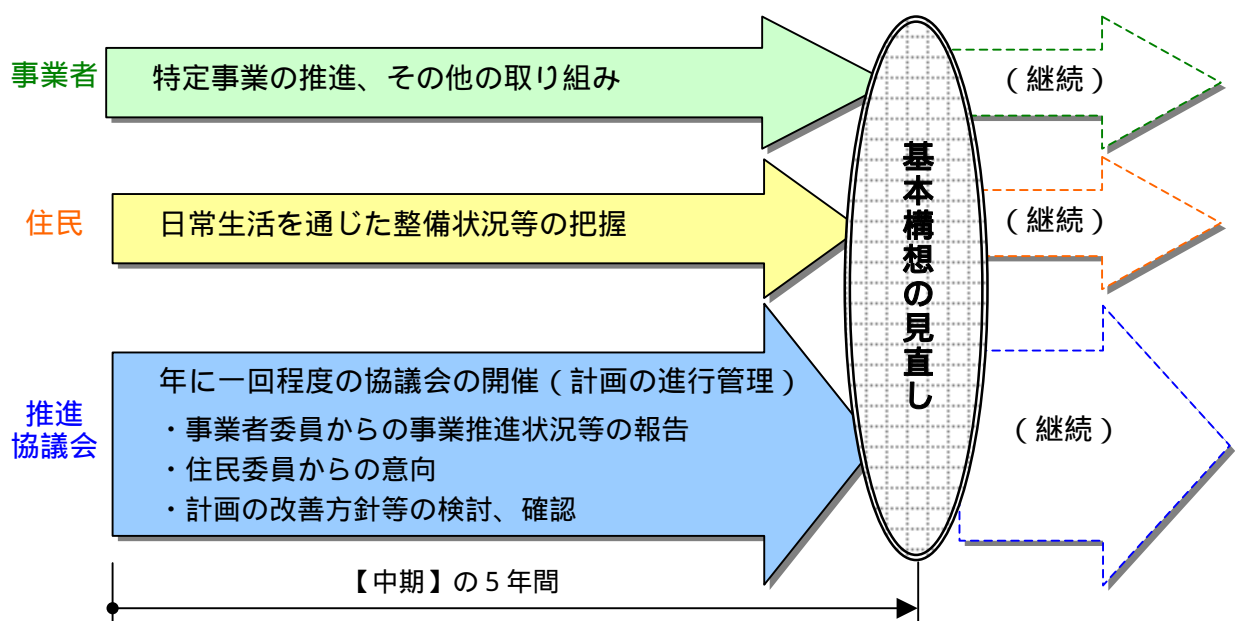
- 特定事業計画の策定と計画的な事業の推進
 - ・基本構想の特定事業メニューに基づき、具体的な整備の内容や実施予定期間を明確にし、計画的に事業を実施します。
- 段階的、継続的な取り組み（スパイラルアップ）の推進
 - ・事業の実施状況を踏まえながら、基本構想を評価し・見直します。
 - ・事業終了後も、実施した事業のフォローアップを行い、継続的に基本構想を見直します。
- 住民参加による継続的な検討
 - ・定期的に事業の進捗を把握し、評価するための体制を構築します。



2) 推進体制イメージ

池袋駅地区バリアフリー基本構想の実現に向けては、現在の「策定協議会」の体制を「推進協議会」として継続し、引き続き関係者の協働、連携により、事業の推進等を図っていきます。

まずは、特定事業の中期の実施期間について、年1回程度の協議会を実施し、各事業の実施状況や利用者の意向等を確認しつつ、段階的、継続的に取り組んでいきます。



池袋駅地区バリアフリー基本構想 参考資料

1 . 池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱	・・・1
2 . 協議会委員名簿	・・・3
3 . 住民部会・事業者部会の役割	・・・5
4 . 住民部会・事業者部会の実施概要と主な意見	・・・7

1. 池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会 設置要綱

池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

平成 22 年 11 月 22 日
都市開発課長決定

制定 平成 22 年 1 月 7 日
改正 平成 22 年 11 月 22 日

(設 置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく、池袋駅地区交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に必要な事項を協議するため、池袋駅地区交通バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 基本構想策定に関すること
- (2) その他交通バリアフリーに関すること

(構 成)

第 3 条 協議会は、別記 1 に掲げた職にある者をもって構成する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、この要綱の施行の日から基本構想の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、あらかじめ区長が指名した者とする。
- 3 委員長は会務を統括し、協議会の議事運営を行う。
- 4 委員長に事故があるときには、副委員長がその職務を代理する。

(運 営)

第 6 条 協議会は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員を追加することができる。

(庶 務)

第 7 条 協議会の庶務は、保健福祉部管理調整課並びに都市整備部都市開発課において処理する。

(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 22 日から施行する。

別記 1

役 職	所 属
委員長	学識経験者
副委員長	学識経験者
委 員	国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政・情報課長 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 警視庁池袋警察署 交通課長 警視庁目白警察署 交通課長 豊島区高齢者クラブ連合会 会長 豊島区障害者団体連合会 会長 豊島区町会連合会 会長 豊島区商店街連合会 会長 国土交通省東京国道事務所 交通対策課長 東京都建設局第四建設事務所 管理課長 東京都建設局第四建設事務所 補修課長 東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室 企画調整課長 西武鉄道株式会社 計画管理部管理課 マネージャー 東武鉄道株式会社 鉄道事業本部工務部 建築課長 東武鉄道株式会社 鉄道事業本部東上業務部 営業課長 東京地下鉄株式会社 鉄道本部鉄道統括部 渉外・工事調整担当課長 東京都交通局自動車部計画課 事業改善担当課長 社団法人 東京バス協会 専務理事 財団法人 東京タクシーセンター調査管理部 施設管理課長 株式会社東武百貨店 安全管理部施管理担当 マネージャー 東武ビルマネジメント株式会社流通事業本部 SC 事業第二部 マネージャー 株式会社そごう・西武 施設管理担当部長 株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部長 株式会社池袋ショッピングパーク 総務部 部付部長 株式会社パルコ 池袋店 総務課長 豊島区 保健福祉部長 豊島区 都市整備部長 豊島区 政策経営部企画課長 豊島区 総務部防災課長 豊島区 施設管理部施設課長 豊島区 文化商工部文化観光課長 豊島区 保健福祉部高齢者福祉課長 豊島区 保健福祉部障害者福祉課長 豊島区 都市整備部都市計画課長 豊島区 都市整備部建築指導課長 豊島区 土木部道路管理課長 豊島区 土木部道路整備課長 豊島区 土木部公園緑地課長
事務局	豊島区 保健福祉部福祉総務課長 豊島区 都市整備部都市開発課長

2. 協議会委員名簿

1) 平成21年度委員

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本女子大学 准教授（委員長）	佐 藤 克 志
	東京大学大学院 准教授（副委員長）	大 森 宣 暁
国	国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長	高 橋 哲 哉
東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	小 野 恭 一
住民又は利用者団体代表	豊島区高齢者クラブ連合会 会長	杉 田 顕 一
	豊島区障害者団体連合会 会長	高 橋 昭 平
	豊島区町会連合会 会長	中 村 丈 一
	豊島区商店街連合会 会長	足 立 勲
交通管理者	池袋警察署 交通課長	伊 尻 隆
	目白警察署 交通課長	元 國 浩
国道管理者	国土交通省 東京国道事務所 交通対策課長	渡 邊 稔
都道管理者	東京都 第四建設事務所 管理課長	須 田 孝 雄
	東京都 第四建設事務所 補修課長	溝 口 博 文
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部企画室 企画調整課長	植 松 繁
	西武鉄道株式会社 計画管理部 計画課 マネージャー	小 林 良 憲
	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 工務部 建築課長	浜 田 晋 一
	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 東上業務部 営業課長	佐 川 智 明
	東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 次長	米 彰
バス事業者	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当副参事	新 山 富 弥 雄
	社団法人東京バス協会 専務理事	平 林 光 政
タクシー事業者	財団法人東京タクシーセンター 調査管理部 施設管理課長	増 田 祐 一
百貨店事業者	株式会社東武百貨店 安全管理部 施設管理担当 マネージャー	佐 藤 義 彦
	東武ビルマネジメント株式会社 流通事業本部 SC事業第二部 マネージャー	増 田 隆 夫
	株式会社そごう・西武 施設管理担当 担当部長	齋 藤 博
	株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部長	櫻 本 潔
	株式会社池袋ショッピングパーク 総務課長	多 辺 田 洋 二
	株式会社パルコ 池袋店 総務課長	宮 嶋 用 一
豊島区	豊島区 都市整備部長	増 田 良 勝
	豊島区 政策経営部 企画課長	小 澤 弘 一
	豊島区 総務部 防災課長	佐 藤 和 彦
	豊島区 施設管理部 施設課長	近 藤 正 仁
	豊島区 文化商工部 文化観光課長	栗 原 章
	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長	佐 野 功
	豊島区 保健福祉部 障害者福祉課長	溝 口 和 彦
	豊島区 都市整備部 都市計画課長	鮎 川 傑
	豊島区 都市整備部 建築指導課長	園 田 香 次
	土木部 道路管理課長	石 井 雄 三
	土木部 道路整備課長	宮 川 勝 之
	土木部 公園緑地課長	石 井 昇
事務局	豊島区 保健福祉部 管理調整課長	岡 安 喜 久 夫
	豊島区 都市整備部 都市開発課長	奥 島 正 信

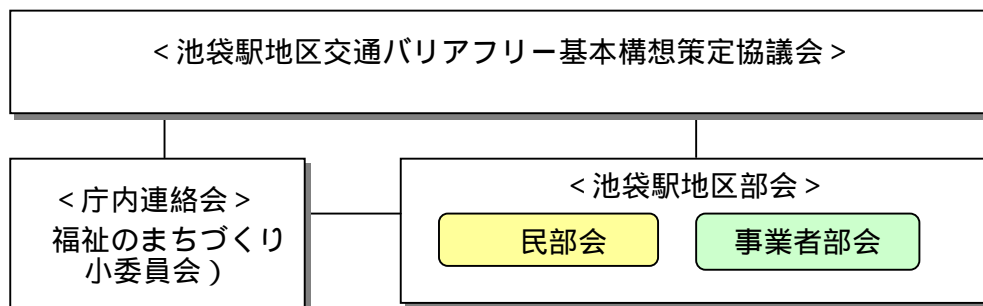
2) 平成22年度委員

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	日本女子大学 准教授（委員長）	佐 藤 克 志
	東京大学大学院 准教授（副委員長）	大 森 宣 暁
国	国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長	井 端 直 行
東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	安 部 文 洋
住民又は利用者団体代表	豊島区高齢者クラブ連合会 会長	杉 田 顕 一
	豊島区障害者団体連合会 会長	高 橋 昭 平
	豊島区町会連合会 会長	中 村 丈 一
	豊島区商店街連合会 会長	足 立 勲
交通管理者	池袋警察署 交通課長	押 切 浩 之
	目白警察署 交通課長	中 山 尚
国道管理者	国土交通省 東京国道事務所 交通対策課長	三 澤 伸 吾
都道管理者	東京都 第四建設事務所 管理課長	須 田 孝 雄
	東京都 第四建設事務所 補修課長	水 谷 正 史
鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部 企画室 企画調整課長	植 松 繁
	西武鉄道株式会社 計画管理部 計画課 マネージャー	小 林 良 憲
	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 工務部 建築課長	浜 田 晋 一
	東武鉄道株式会社 鉄道事業本部 東上業務部 営業課長	佐 川 智 明
	東京地下鉄株式会社 鉄道本部 鉄道統括部 渉外・工事調整担当課長	安 達 光 成
バス事業者	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	新 山 富 弥 雄
	社団法人 東京バス協会 専務理事	平 林 光 政
タクシー事業者	財団法人 東京タクシーセンター 調査管理部 施設管理課長	増 田 祐 一
百貨店事業者	株式会社東武百貨店 安全管理部 施設管理担当 マネージャー	佐 藤 義 彦
	東武ビルマネジメント株式会社 流通事業本部 S C事業第二部 マネージャー	増 田 隆 夫
	株式会社そごう・西武 施設管理担当 担当部長	齋 藤 博
	株式会社そごう・西武 西武池袋本店 総務部長	樫 本 潔
	株式会社池袋ショッピングパーク 総務部 部付部長	多 辺 田 洋 二
	株式会社パルコ 池袋店 総務課長	宮 嶋 用 一
豊島区	豊島区 保健福祉部長	大 門 一 幸
	豊島区 都市整備部長	増 田 良 勝
	豊島区 政策経営部 企画課長	小 澤 弘 一
	豊島区 総務部 防災課長	佐 藤 和 彦
	豊島区 施設管理部 施設課長	野 島 修
	豊島区 文化商工部 文化観光課長	柴 俊 之
	豊島区 保健福祉部 高齢者福祉課長	星 野 浩 昭
	豊島区 保健福祉部 障害者福祉課長	溝 口 和 彦
	豊島区 都市整備部 都市計画課長	鮎 川 傑
	豊島区 都市整備部 建築指導課課長	園 田 香 次
	土木部 道路管理課長	石 井 雄 三
	土木部 道路整備課長	宮 川 勝 之
	土木部 公園緑地課長	石 井 昇
事務局	豊島区 保健福祉部 福祉総務課長	岡 安 喜 久 夫
	豊島区 都市整備部 都市開発課長	奥 島 正 信

3. 住民部会・事業者部会の役割

1) 部会の位置づけと検討体制

- ・高齢者、障害者、地域住民、商店主、関係事業者等、各主体からの様々な意見を伺い、基本構想に反映させるため、＜住民部会＞及び＜事業者部会＞を設置した。



2) 両部会開催の概要

＜住民部会＞

- ・利用者の視点から課題を確認・集約し、対応（意向）の方針を整理。
- ・障害者、高齢者等の区民で構成。
- ・ワークショップ形式で、現地調査（駅まち点検）を含め計3回実施。

＜事業者部会＞

- ・住民部会における意向等を踏まえつつ、事業者の視点から、池袋駅全体としてのバリアフリー環境の改善方策について検討し、実現可能性等を整理。
- ・協議会の各事業者委員により構成。
- ・会議形式により2回実施。

＜合同部会＞

- ・住民部会と事業者部会との意見交換を行うため、合同部会を1回開催。

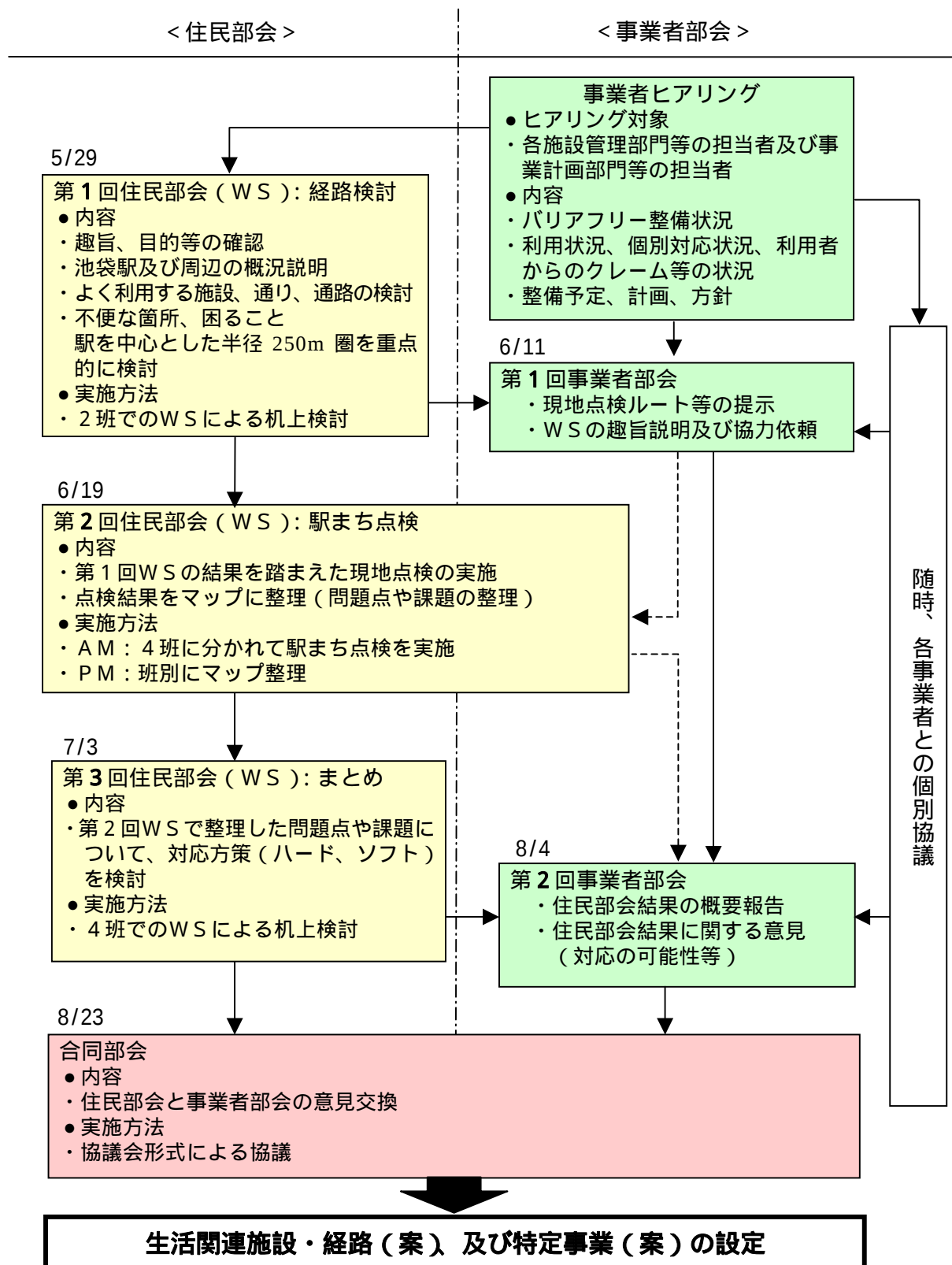
3) 部会構成員

- ・各部会の構成員を下記に示す。

住民部会	事業者部会
・学識経験者（アドバイザー） ・視覚障害者 ・聴覚障害者 ・肢体障害者（車いす利用者） ・知的障害者（介護者） ・高齢者 ・ベビーカー利用者 ・地元町会 ・地元商店会 - ファシリテーター：豊島区	・学識経験者（部会長、副部会長） ・交通管理者（警察） ・鉄道事業者 ・道路管理者（国、都、区） ・バス事業者 ・タクシー事業者 ・百貨店事業者 ・豊島区（施設管理部、土木部） - 事務局：豊島区 保健福祉部 福祉総務課 - 都市整備部 都市開発課

4) 検討内容

- ・ 各回の「住民部会」における意見を集約し、「事業者部会」に報告、その意向を確認する。また、両部会の合同部会を開催し、それぞれの意向や状況、整備の可能性等を確認し、今後のバリアフリー整備の方向性等の合意を目指した。



4．住民部会・事業者部会の実施概要と主な意見

1) 住民部会

■ 第1回住民部会

実施概要	検討内容
【日時】 平成 22 年 5 月 29 日(土) 14:00～16:30 【場所】 生活産業プラザ 6 階研修室 【参加者数】 統括アドバイザー： 日本女子大学 佐藤 准教授 市民：11 名 学生サポーター：2 名 事務局：12	・下記検討テーマについて、A、B の 2 班に別れ、意見交換を行った。 <検討テーマ> よく利用する施設、通りや通路 で挙げた施設や通りの不便な箇所、困ること
【議論の概要】 よく利用する施設、通りや通路 ・池袋駅地区で主にに利用する施設としては、東京芸術劇場、豊島公会堂、西武池袋本店や東武百貨店をはじめとした駅周辺の商業施設や、勤労福祉センター等の公共施設が挙げられた。 で挙げた施設や通りの不便な箇所、困ること ・個別の問題点や課題としては、大きくわけて、地下通路に関する事項、地下通路と地上のつながり部分に関する事項、駅前の交差点に関する事項、歩道に関する事項、個別の建物に関する事項が挙げられた。 ・特に、池袋駅全体の大きな課題として、地下通路含め駅周辺の混雑、現在地や目的地の分かり難さ、地下通路と地上との連絡経路の不足が、挙げられている。	



■ 第 2 回住民部会

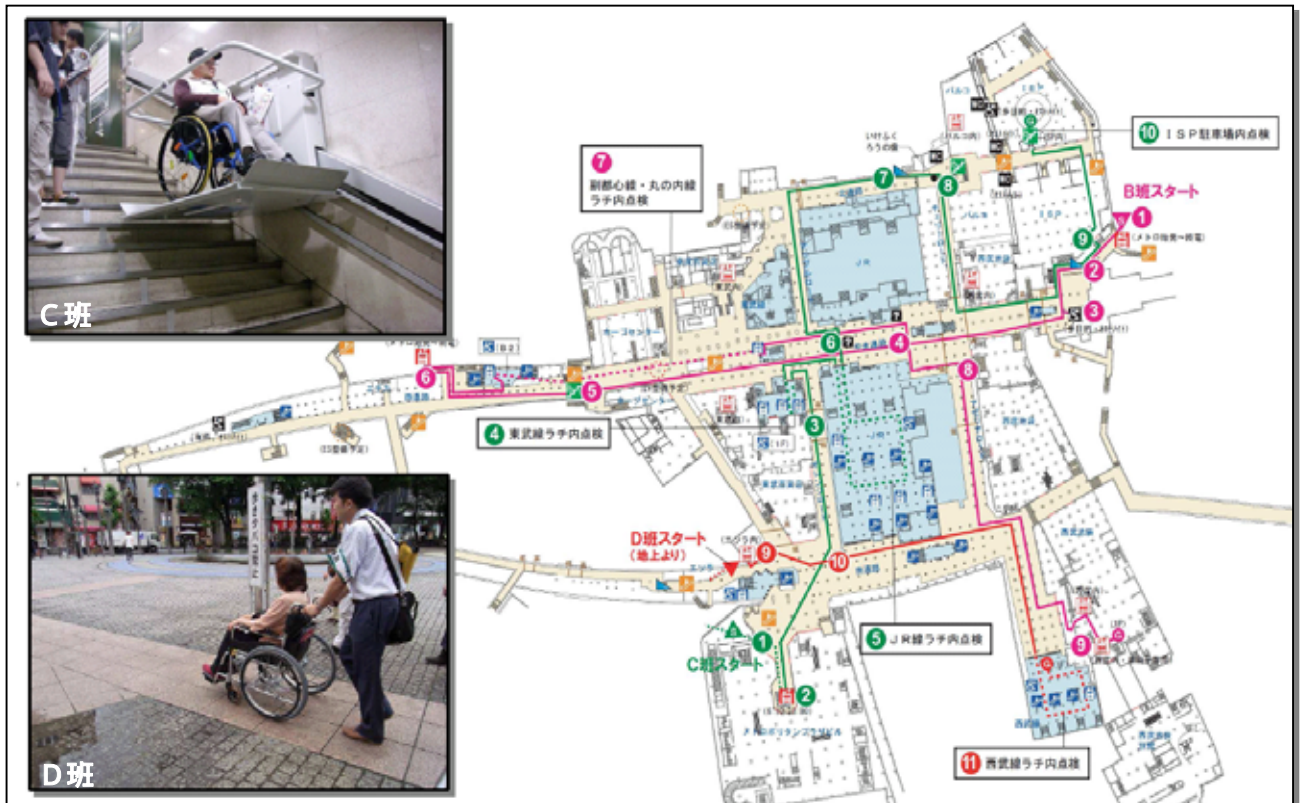
実施概要	検討内容	
【日時】平成 22 年 6 月 19 日(土) 9:00 ~ 15:15 【場所】 午前：現地点検 午後：ワークショップ (生活産業プラザ 7 階会議室) 【参加者数】 統括アドバイザー： 日本女子大学 佐藤 准教授 東京大学大学院 大森 准教授 市民：19 名 学生サポーター：10 名 (留学生 2 名含む) 事務局：18 名	< 午前 > ・ 班毎に現地点検を実施。各班の主な点検対象を下記に示す。 点検ルートは次頁参照 A 班：東口（地上） B 班：地下通路、東京メトロ C 班：地下通路、JR 東日本 東武鉄道 D 班：西口（地上） 西武鉄道	< 午後 > ・ 現地点検の結果を班毎に地図上に整理し、意見交換を行った。 
【議論の概要】 ・ 駅まち点検で感じた問題点や課題について、各班で意見交換し、地図上に整理した。 ● A 班：東口（地上） ・ 歩道と車道の段差や勾配の問題、誘導ブロックの不連続の問題が全体的に確認された。 ・ 店頭に並ぶ人の行列や置き看板、放置自転車等による誘導ブロックの利用の阻害など、利用者のマナーに関する指摘があった。 ・ 駅前交差点の横断歩道の長さや青信号時間の長さに関する問題点の他、エスコートゾーン設置の提案があった。 ● B 班：地下通路、東京メトロ ・ 中央通路では混雑とサインや広告の混在により、分かりにくく不便を感じている意見が多く挙げられ、特にサインについては、案内の不十分さや事業者による表示のばらつきが指摘された。 ・ 中央通路の誘導ブロックについて、色や形状の不統一、途切れ、不用な曲がりなどが指摘されたほか、案内板等の利用による人だまりが利用者の通行を阻害している点を確認された。 ・ 中央通路の改札付近や丸ノ内線改札前トイレでは、音声案内装置に関する意見が挙げられた。 ・ 地上部分では、地下行きエレベーターそのものの案内や各社路線案内の充実について提案があった。 ● C 班：地下通路、JR 東日本、東武鉄道 ・ エレベーターについて、音声案内の不足や車いす対応エレベーターの少なさが指摘されたほか、サイン表示の分かりにくさから、施設そのものの認知度の低さが指摘された。 ・ 誘導ブロックについて、B 班と同様の問題点の指摘に加え、エスカレーターへの誘導に関する意見があった。 ・ その他、北通路の階段への手すり設置、ホーム上の柵がない部分での転落危険性等の意見が挙げられた。 ● D 班：西口（地上） 西武鉄道 ・ 駅前広場の地下通路出入口について、階段に設置された手すりの不備と共に、音声案内や点字表示を求める意見が挙げられた。		

- ・公園では園内舗装の凹凸に対して、車いすでの通行しにくさが指摘された。
- ・交差点について、押しボタンや路上施設の設置位置の問題による、使いにくさが指摘された。
- ・改札周辺では、券売機が車いすで利用しにくい点や、トラブル時の聴覚障害者への対応方法、有人改札への誘導ブロックの誘導と音声案内の設置を望む意見が挙げられた。

< 駅まち点検ルート：地上 >



< 駅まち点検ルート：地下通路 >



■ 第3回住民部会

実施概要	検討内容
【日時】平成22年7月3日(土) 14:00～16:30 【場所】生活産業プラザ 7階会議室 【参加者数】 統括アドバイザー： 日本女子大学 佐藤 准教授 東京大学大学院 大森 准教授 市民：17名 学生サポーター：1名 事務局：11名	・第2回WS(駅まち点検)結果のおさらいを班毎に行った後、個別の問題点や課題に対する対応方策について検討した。 
【議論の概要】 ・各班における対応方策の検討結果を集約すると、大きく分けて「まち(地上)」、「駅(地下通路)」、「駅改札内」に整理することができ、次のような意見が出された。 ・ まちに関する主な意見 ・ 交差点：青信号延長信号機の設置や青信号の残り時間の案内、音響信号機の設置、エスコートゾーンの設置等 ・ 誘導ブロック：東口駅前や劇場通り、区役所周辺等における誘導ブロックの連続した設置等 ・ 道路・歩道：歩車道段差や急勾配の解消、放置自転車や置き看板の撤去、マナー啓発等 ・ サイン、建物：サインの見やすさ・分かりやすさ、建物入口への音声案内の設置等 ・ 駅(地下通路)に関する主な意見 ・ エレベーター：東口でのエレベーターの新設、エレベーターへの案内誘導の充実等 ・ 地上出入口：階段への手すりの設置、出口番号の点字案内表示、音声案内の設置等 ・ 誘導ブロック：連続した設置、形状や色彩等の統一、不要な曲がりの解消、障害物の除去等 ・ サイン：事業の垣根を越えた案内の充実、案内の連続性の確保、迷わないための工夫等 ・ 多目的トイレ：音声案内装置の位置や音量の工夫、トイレへの案内誘導の充実、手すりの改良等 ・ 改札口周辺：音声案内の充実、緊急時の視覚的情報の充実等 ・ 駅改札内に関する主な意見 ・ きっぷ売場：車いす利用者に対応した券売機への改修、緊急時の聴覚障害者への対応充実等 ・ 改札口付近：誘導ブロックの有人改札への案内、有人改札の位置を知らせる音声案内の設置等 ・ ラチ内コンコース、ホーム、車両：各施設の使い勝手の向上、ホームドアや柵の設置等	

2) 事業者部会

■ 第1回事業者部会

日時、場所	検討内容
【日時】 平成22年6月11日(金) 15:00～17:00 【場所】 豊島区役所4階 第2委員会室	・第1回住民部会の結果報告 ・現地点検ルート等(第2回住民部会)の提示 ・各事業者のバリアフリー対応状況についての報告
【議論の概要】 ・各事業者とも施設の基本的なバリアフリー化は、概ね対応済みだが、構造的な制約等からバリアフリー化が難しい面があることも確認された。 ・特に、駅については、鉄道事業者各社の連携した取り組みが必要との意見が挙げられた。 ・百貨店事業者においては、ソフト面における取り組みが積極的に検討・実施されている。	

■ 第2回事業者部会

日時、場所	検討内容
【日時】 平成22年8月4日(水) 15:00～17:00 【場所】 豊島区役所4階 議員協議会室	・第2回、3回住民部会の結果報告 ・基本整備方針案の検討
【議論の概要】 ・住民部会の結果(地区の問題点と解決策に関する意見)に対する各事業者の考え方を聞いた。 ・その他、放置自転車・看板の取締りや、東口駅前交差点での信号機整備に関する課題などについて意見交換を行った。 ・また、住民部会における要望を踏まえ、事業者部会全体として対応する必要がある事項について、「基本整備方針」を定めることとし、素案について事務局より提案した。	

3) 合同部会

■ 合同部会

日時、場所	検討内容
【日時】 平成22年8月23日(月) 15:00～17:00 【場所】: 豊島区役所4階 議員協議会室	・住民と事業者の意見交換 (住民部会の補足、事業者側の対応) ・基本整備方針案の検討
【議論の概要】 ・住民部会でとりまとめた様々な要望とその対策案に対し、各事業者のバリアフリーの取組み状況を報告し、両部会の意見交換を行った。 ・その他、東口のエレベーター新設について、住民・事業者の協議の場の重要性について、策定後のフォローアップなどについて、意見交換を行った。 ・また、事業者が実施する整備の連続性と整合性を確保するために設ける「基本整備方針(案)」について事務局より報告した。	

池袋駅地区バリアフリー基本構想

平成 23 年 (2011 年) 4 月

編集・発行 豊島区 保健福祉部 福祉総務課
都市整備部 都市開発課

〒170-8422 東京都豊島区東池袋 1-18-1

電話 03-3981-1111(代表)